

## 1. 平成27年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

平成27年3月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程5 議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程6 議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程15 議案第17号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程16 議案第18号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第19号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 県北西部地域医療センター条例の制定について
- 日程19 議案第21号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第23号 郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 日程22 議案第24号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 日程23 議案第25号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第26号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第27号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第28号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第29号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の制定について
- 日程28 議案第30号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について
- 日程29 議案第45号 平成27年度郡上市一般会計予算について
- 日程30 議案等46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程31 議案第47号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程32 議案第48号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程33 議案第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程34 議案第50号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程35 議案第51号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程36 議案第52号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程37 議案第53号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程38 議案第54号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程39 議案第55号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程40 議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程41 議案第57号 平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程42 議案第58号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第59号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第60号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第61号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第62号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第63号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程48 議案第64号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計予算について

- 日程49 議案第65号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程50 議案第66号 平成27年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程51 議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程52 議案第68号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について
- 日程53 議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程54 議案第70号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について
- 日程55 議案第71号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について
- 日程56 議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について
- 日程57 議案第73号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について
- 日程58 議案第74号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程59 議案第75号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程60 議案第76号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程61 議案第77号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について
- 日程62 議案第78号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について
- 日程63 議案第79号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程64 議案第80号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程65 議案第81号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程66 議案第82号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程67 議案第83号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程68 議案第84号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程69 議案第85号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程70 議案第86号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程71 議案第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程72 議案第89号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程73 議案第90号 財産の無償譲渡について（めいほう高原自然体験センター）
- 日程74 議案第91号 財産の無償譲渡について（中坪四区集会所）

- 日程75 議案第92号 財産の無償譲渡について（郡上八幡西安久田農林集会所）
- 日程76 議案第93号 財産の無償譲渡について（郡上八幡中上農林集会所）
- 日程77 議案第94号 財産の無償譲渡について（美並福野公民館）
- 日程78 議案第95号 財産の無償譲渡について（下土京集会所）
- 日程79 議案第96号 財産の無償譲渡について（前谷集会所敷地）
- 日程80 議案第98号 市道路線の認定について
- 日程81 議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程82 議案第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程83 議案第2号 みんなでやまいか！郡上の元気・やる気条例の制定について
- 日程84 議案第3号 議員派遣について
- 日程85 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程86 議案第4号 諸般の報告について
- 日程87 議案第5号 中間報告について

## 2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程87

日程88 議案第100号 郡上市公平委員会委員の選任同意について

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 日 置 敏 明 副 市 長 鈴 木 俊 幸

教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総 務 部 付 部 長	武 藤 隆 晴
健 康 福 祉 部 長	羽 田 野 博 徳	農 林 水 産 部 長	三 島 哲 也
商 工 観 光 部 長	山 下 正 則	商 工 観 光 部 付 部 長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	古 川 甲 子 夫
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	尾 藤 康 春
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	長 岡 文 男
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 主 任 主 査	加 藤 光 俊		

## ◎開議の宣告

○議長（尾村忠雄君） おはようございます。

議員の皆様には、3月2日開会以来、それぞれの出務、御苦勞さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（尾村忠雄君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 山川直保君、2番 田中康久君を指名いたします。

ここで、商工観光部長より発言を求められておりますので、許可をいたします。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） お許しをいただき、発言をさせていただきます。

さきに開催されました本会議の議案質疑のおり、野田議員さんのほうから御質問がありました議案第16号についてでございます。郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例につきまして、私から御回答をする中で、近隣の都市の緑地率の緩和に関する条例の事例をお話しといたしますか、御紹介をさせていただきました。その際、美濃加茂市の例と申し上げましたが、これは各務原市の例の間違いでございます。訂正をさせていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（尾村忠雄君） よろしくお願ひします。

---

## ◎議案第4号から議案第30号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程2、議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例についてから日程28、議案第30号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてまでの27議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました27議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例9議案について、3月12日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

条例議案、議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、行政手続法の改正の趣旨にのっとり、法律または条例に規定された要件に適合しないと思料される行政指導を受けたと思われる場合に、行政指導の中止等を求めることができる規定や、法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等を求めることができる規定等が創設されることになるとの説明を受けました。

委員から、条例改正に至った経緯について質問があり、行政不服審査法関連三法が昨年公布され、平成28年度から施行されることとなったが、行政手続法の一部改正は、国民の権利、利益保護の観点から、1年早く平成27年4月に施行されるため、それに合わせるための改正であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第5号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第6号 郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について。

議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について。

議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について。

議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。

審査に当たり、議案第5号から議案第10号までの6件は、教育長関連の条例整備であるため、一括議題として説明を求め、質疑の後、それぞれ採決を行いました。

市長公室長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長が一本化され、新教育長が常勤の特別職職員として教育委員会を代表することとなること。

旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件については、教育公務員特例法の規定により市の条例で定めているが、この教育公務員特例法の規定が削除されたことにより、新教育長の給与については、改正された地方自治法の規定に基づいて条例で定め直し、また、新教育長の勤務時間等の勤務条件については、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づいて条例で定め直すこと。

旧教育長は、一般職として位置づけられていたため、職務専念義務が課せられ、その専念義務が

免除される場合についても、一般職の職員の規定が適用されていたが、特別職となったことで、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、新たに職務専念義務が課せられたため、その専念義務が免除される場合について、一般職に準じた条例を定めること。

その他、教育長が常勤の特別職職員となること等に伴って、改めるべき規定を整理するものであるが、現教育長の在任期間中については、各条例の経過措置規定により、旧条例の規定が適用されるとの説明を受けました。

委員から、教育長と新教育——失礼しました。教育長と教育委員長が一緒になったときの職務代理者について質問があり、教育委員の中で職務代理者を定めるが、非常勤の教育委員が常勤の職員を統括するのは無理があるので、事務においては教育次長に委任することができるとの説明がありました。

今回の教育委員会制度に係る法律改正の理由について質問があり、教育委員会の代表は教育委員長で、事務方のトップは教育長であるため、問題が起きたときの責任が教育委員長にあるのか、事務方なのか明確でなかった。今回の改正は、有事のスムーズな対応と責任の明確性を高めるため、新教育長が就任した後は、教育委員会の責任者となり、首長が任命責任を負うことになる。教育委員と首長が協議を行う総合教育会議という場が明確に設定されることになり、教育行政の大綱を策定することになるが、国や首長が教育委員会に大きな影響を与えるものではなく、教育委員会はいくまでも執行機関として残るとの説明がありました。

総合教育会議設置及び教育行政の大綱策定の必要性について質問があり、これまでも教育長を通じて、教育委員会と首長が連携をとってきているが、この改正により、教育長と首長との協議、調整の場を制度として位置づけられたとの説明がありました。

教育長の任期について質問があり、首長の任期と教育長の任期が同じ4年では、首長の任期中に1度も教育長を任命できない場合が生じるため、新教育長の任期は3年としたものであるとの説明がありました。

教育長と教育委員長を一本化することにより増す職責に見合った報酬の考え方について質問があり、現在の教育委員長の報酬月額が3万9,000円で、教育委員は月額3万3,000円であり、それほど大きい差ではないとの認識から、新教育長の給与の増額は考えていないし、県内の他市もほぼ同様の考え方である。なお、今後において、新教育長の給与の額を見直す場合は、議会へ条例改正の提案をする前に、特別職報酬等審議会条例の規定に従い、同審議会に諮問することになるとの説明がありました。

特別職となる新教育長に職務専念義務が生じることについて質問があり、旧教育長は一般職として位置づけられていたため、地方公務員法が適用されることにより、一般職の職員と同様に職務専念義務が課せられていたが、特別職となったことで地方公務員法が適用されなくなった。しかし、



改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定により、特別職の中でも新教育長については職務専念義務が課せられるようになったとの説明がありました。

新たに策定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱と、郡上市教育振興基本計画との整合性について質問があり、法の趣旨に沿って、首長の責任で策定するものであるが、教育委員会と十分に意思疎通を図りながら、全市的な立場で大綱を策定していくものと考えており、郡上市の基本計画と著しく異なった方向を目指すものではないとの説明がありました。

今回の改正を心配される議論があることについて質問があり、いじめ等による子どもの命を守ることは教育委員会の専管事項ではなく、市長にも市民の安全、生命を守るという職務がある。首長が全てを仕切るということではなく、一定の行政分野において中立性や公正性、専門性といった立場で所管する多元的な行政委員会制度が意義があり、首長として尊重しなければいけないと考えるとの説明がありました。

以上、審査の結果、議案第5号から議案第10号までの6件について、本委員会としてはいずれも賛成多数で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地区集会所4施設について、各自治会等へ無償譲渡するため、公の施設から削除するとの説明を受けました。

委員から、無償譲渡の今後の見通しについて質問があり、全部で108施設あり、今回の施設を含めると、52施設の払い下げが完了となるため、残りは56施設となる。事業により補助金を受けており、すぐに無償譲渡できない施設もあるが、譲渡ができるようになり次第、順次譲渡していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第12号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防団員の処遇の改善を図るため、団員及び班長の年額報酬及び出動等の費用弁償の見直しを行うとの説明を受けました。

委員から、年額報酬の見直しの理由について質問があり、幹部の年額報酬は県下でも比較的高い水準にあったが、団員及び班長の年額報酬は県下で最下位であったため、報酬に対する交付税措置額や県下他市町村との比較、他の階級との均衡、財政力指数等を勘案して見直したいとの説明がありました。

部長、班長、団員の年額報酬に余り差がなくなることについて質問があり、県下42市町村を見ると、その差額はいろいろで、近隣の自治体では同額のところもあり、支給の定めは自治体の裁量にゆだねられている。今回の年額報酬引き上げによる部長と班長の差額は、均衡を図るという意味で

妥当と考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） おはようございます。

産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例議案7議案につきまして、平成27年3月13日に開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案、条例第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、鳥獣の捕獲等の一層の促進と担い手不足のため、法律の大きな変更点について質問があり、住居集合地域等における麻醉銃銃猟の許可、わな猟等に係る免許取得年齢の引き下げなどがあるとの説明がありました。

国の法律改正により、市として管理計画の策定等の予定はないかとの質問があり、この条例改正は鳥獣を飼育する場合に発生する手数料条例の改正で、そうした対応は県と協議しながら進めていくとの説明がありました。

以上の審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第14号 郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

商工観光部長から、めいほう高原自然体験センターを譲渡することに伴い、条例を廃止するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会として、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第15号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、郡上市に進出する企業及び市内企業の事業拡大に対する支援を拡充するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、土地の実質的な所有権はあるが、未登記の場合について、奨励金の対象

になるかとの質問があり、売買契約が締結され、所有権登記されていることが交付対象であるとの説明がありました。

企業が土地の購入代金を分納し終えてから固定資産税を納税する場合、交付が可能かとの質問があり、固定資産税の納税者が奨励金の交付対象者となり、移転登記がされていない場合や、借地の場合の交付は難しいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としましては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第16号 郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について。

商工観光部長から、工場立地法に規定する緑地面積率等の規制を緩和するため、定めるものであるとの説明を受けました。

質疑は、特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第17号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定について。

建設部長から、県営農村環境整備事業で整備された石徹白1号用水発電所が完成し、県から市へ移譲されることに伴う条例の整備であると説明を受けました。

審査の中で、委員から、用地は分筆してあるかと質問があり、発電所建屋の用地は県が購入し、分筆されているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会として、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第18号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、小水力発電事業特別会計を追加して設置するための条例の整備であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第19号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、郡上市小水力発電事業基金を設置するための条例の整備であるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。

それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例11議案について、3月16日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第20号 県北西部地域医療センター条例の制定について。

健康福祉部長から、県北西部において、市町村域を越えた広域連携のもと、地域医療を確保するため、この条例を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第21号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市市民病院事務局長から、特殊勤務手当に新たに分娩手当の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、分娩手当を設けた理由と他市の状況について質問があり、医師確保の面での考慮や、責任が重く、夜間勤務となる場合も多い産婦人科の強化として、一定の位置づけをして処遇改善すべきである。他市病院においては、県総合医療センター、県立多治見病院、県立下呂温泉病院がそれぞれ医師1万円、助産師3,000円、岐阜市民病院は医師1万円、大垣市民病院と中津川市民病院は分娩手当を設けていないとの説明がありました。

また、委員から、他市には民間の医療機関が存在するが、郡上市には市民病院のみなので、こうした手当も必要であるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、保育料を規制で定めることについて質問があり、保育料は公の施設の費用であり、条例で範囲を決めて、規則で定めることができる。政令で上限の範囲が定められており、今回、条例の中で政令で定める額を限度として規則で定めることとした。県下で公立の幼稚園があるのは21市のうち郡上市を入れて13市であり、その中で、新制度に移行する予定をしていない市もあり、今のところ規則で規定するところは2市であるとの説明がありました。

幼稚園と保育園の保育料の比較について質問があり、郡上市の保育料月額1万円は、県下の公立幼稚園の保育料の中では最も高い金額であり、他市で安いところは5,000円である。一方、他市の

私立では月額5万円というところもあり、郡上市の私立では約1万7,000円である。幼稚園と保育園はそもそも成り立ちが違うため、このような差があるが、私立を選ばれても就園奨励費が公立より高いため、全ての所得階層で公立より高くなるわけではなく、所得が低い世帯では、逆に公立よりかなり低くなる場合もあるとの説明がありました。

2人目、3人目についての改正後の取り扱い、園児の定義について質問があり、幼稚園の園児は小学校3年生の兄姉から数えて2人目、3人目と数える。2人目、3人目について、幼稚園は制定予定の政令において、小学校3年生までの兄姉から数えて2人目が半額、3人目以降は無料とする規定が定められることから、規則も同様に扱うことになる。ただし、保育園の2号、3号は、保育園児の中で数を見るので違いがある。

幼稚園と保育園で園児の定義が違うが、柔軟に考えられないかとの質問があり、2人目、3人目について、幼稚園は3歳から小学校3年生までの6年間、保育園は未満児があるので6歳までの同じ6年間である。幼稚園の場合は、現行の就園奨励費の取り扱いが小学校3年生までを含めて、保護者の負担を軽減しており、今回、新制度に乗り換えるものである。上限をなくした場合の試算はしていないとの説明がありました。

また、委員から、子どもの育て方はいろいろあるが、まとめて育てることもあるので、6年間という範囲について今後検討してもらいたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第23号 郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例について。

健康福祉部長から、郡上市保育の実施に関する条例を廃止するものであるとの説明を受けました。特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第24号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、規則の提示について質問があり、準備を進めている段階であり、調整ができ次第、会期中に提示するとの説明がありました。

第2子、第3子に係る保育料について、6年間という枠はどういった考え方で設定されているのかという質問があり、対象とする年齢幅の取り扱いについて、過去に中学生までの義務教育内に兄姉がいる場合の第2子を半額、第3子以降を無料とする検討を行った結果、第3子以降の保護者に就学前までの6年間、10万円の助成を郡上市共通商品券をもって支給することのほうがインパクトがあり、効果があると判断したとの説明がありました。

幼稚園と保育園の保育料の設定に当たり、幼稚園は市民税所得割課税額、保育園は市民税所得割額とある表記について質問があり、いずれも市民税所得割課税額であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長より、介護保険料の改定及び地域支援事業の経過措置について規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、第6期保険料額が富加町と山田市が前回より下がっている理由について質問があり、第5期計画で見込んでいた単価的に高い特養や老健といった施設について、施設サービスの利用等が影響しているのではないかと説明がありました。

要支援認定者の移行措置について質問があり、単価の設定や担い手確保などの課題があり、平成29年度からの移行を考えている。訪問介護、通所介護を部分的に移行することはできないので、サービス体制の基準を整え、平成27年、28年度は現行の予防給付を継続したいとの説明がありました。

市民への周知について質問があり、介護保険料の改定の議決を経て、関係機関や市民への周知を行い、特に福祉団体に対しては新しい総合事業の円滑な実施に向けた協力をお願いしていくとの説明がありました。

障がいのある方で65歳に到達された方の介護認定についての質問があり、介護保険制度が優先となるが、不足するサービスは障害者自立支援給付の提供が可能である。ただし、同類のサービスは提供できないことから、1人ひとりの状況を踏まえたサービスについて調整しているとの説明がありました。

介護保険料の月額基準額が4,700円となった場合の保険料収納額、基金残高について質問があり、平成26年度末の基金残高を8,317万円と見込んでいる。基金の目安としては、全国的に年間保険料収入の10%から20%程度を保有している保険者が多く、郡上市は12.9%との説明がありました。

また、保険料の収納額については、平成26年度と平成27年度の保険料を比較すると、年間約1億2,500万円の増を見込んでいるとの説明がありました。

介護保険料基準額4,700円の設定について質問があり、住民基本台帳の数値をベースに、平成27年度から29年度までの3年間の認定者数や介護給付の伸びを推計して算定している。第5期に行った特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームの増床による利用者の伸びや、介護報酬の改定などの要素も含めている。基金については、第6期中に3,000万円を取り崩す計画であるとの説明がありました。

質疑終了後、今後の保険料の負担増加等に対する対応についての議員間の自由討議が行われまし

た。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第26号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、法の条文に追加された小児慢性特定疾患の郡上市における対象者数について質問があり、小児慢性特定疾患は514疾患あり、関保健所管轄の関市、美濃市、郡上市の総数で76人が認定され、医療費助成を受けているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第27号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法の一部改正に伴いまして、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、なるがの憩いの家は対象とならないのかとの質問があり、同施設は要介護1以上の認定者が対象となっており、要支援1、2の認定者が対象となる介護予防サービス事業に関する本条例の対象施設にはならないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第29号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の制定について。

保健福祉部長から、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する基準を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、参酌すべき基準について質問があり、参酌基準は国の基準を十分に参照

して、郡上市としての考えが反映できるところであるが、基本的には省令に準じた内容としている。ただし、第29条の記録の保存に関する記録は、国基準の2年を5年にしているとの説明がありました。

記録の保存期間を5年とした根拠について質問があり、万一、過誤があった場合の返還請求の消滅時効を考慮して5年としたとの説明がありました。

また、介護予防支援の事業内容について説明があり、要支援者に対するケアプラン作成やそのサービス提供が適正に行われるよう、事業者との連絡調整を行う業務であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第30号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について。

健康福祉部長から、介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、地域包括支援センターの職員について質問があり、現在は専任の保健師2人、社会福祉協議会在籍出向の社会福祉士1人、臨時職員の主任介護支援専門員1人を配置している。介護支援専門員は、本庁に6人、白鳥庁舎に4人が常駐している。そして、一般事務職2人の合計16人を配置している。来年度から主任介護支援専門員1人の増員を計画しており、認知症対策や地域包括ケアシステムの構築に向けて、マンパワーのさらなる充実に取り組んでいくとの説明がありました。

65歳以上の第1号被保険者数について質問があり、ことし1月末現在1万4,572人であり、第1号被保険者数に対する地域包括支援センターの職員の基準はほぼ満たしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市行政手続条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありません



るので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番 野田です。

議案第5号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

安倍政権の教育改悪政策の一環と捉え、国の政治方針を教育に押しつける大変危険なものに呼応した制度改悪であると考えます。

この条例では、教育委員長と教育長を一体化した新教育長への制度変更であり、民間から選ばれた教育委員会の運営を教育長がリードしていくこととなり、中立公正を求められる教育委員会の機能が弱まることになるのではないかと懸念します。

同時に、総合教育会議を首長の指導で運営することにより、一層、行政や政治の意向によって教育の仕事が影響を受けるのではないかと危惧されます。

今回の改革に対し、市長も教育長も、教育の中立性は確保されるし、教育長や教育委員会の意向は、考え方は大切にされるという答弁がありました。

しかし、こうした動きは、安倍政権の一連の教育改革、道徳教育に教科書を取り入れ、国の価値観を押しつけ、子どもの道徳観にまで一方的に押しつけようとする方向で進められております。

こうした動きに賛成することはできないので、この条例に反対します。

○議長(尾村忠雄君) 賛成討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 12番 上田。

ただいまの議案第5号 郡上市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ただいまの委員長報告に対し、賛成する立場で意見を述べます。

この条例案は、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職職員となることにより、郡上市の関係する条例を整備しようとするものであります。

改正された国の法律の概要ですが、教育の中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政

における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築に向けて、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政の改革を行おうというもので、平成23年10月、大津市の当時中学2年生の男子生徒が、いじめを苦に自宅で自殺した事件で、この事件前後の学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚し、問題視されたことから、法律の改正と大きくかじが切られたとされています。

今回の改正のポイントは、教育委員長と教育長を一本化して、新たな責任者として新教育長を置くこと。その教育長は、首長が議会の同意を得て直接任命、罷免を行うことができる特別職となること。そして、新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することによって、教育行政の責任の明確化を図るとともに、首長は首長と教育委員会との構成による総合教育会議を設置し、その会の招集権を有し、首長がその総合教育会議において教育委員会と協議して、教育の振興に関する施策の大綱を策定できることになりました。

また、いわゆるただいま申し上げました大津いじめ事件、大津いじめ自殺事件の検証と再発防止の観点から、いじめによる自殺の防止など、児童生徒などの生命、身体への被害の拡大や発生を防止する緊急の必要がある場合には、文部科学大臣が教育委員会に対し、より積極的に是正の指示ができることも明確にされております。

それでは、なぜ今、総合教育会議の新設を初め、教育委員会の制度改革が必要なのかということに対しては、自民党の渡海紀三朗教育委員会改革に関する小委員会委員長は、次のように発言しております。

現在の教育委員会制度は、教育委員長と事務方のトップの教育長が並んで存在しているため、どちらが教育行政の責任者なのか不明瞭な上、多くの自治体では会議が月に一、二度しか開かれず、さらには決定権のある教育委員は、事務方の案を追認するだけなどの批判とともに、審議の形骸化の問題が従来から指摘されておりました。また、常勤の教育長以外の教育委員長と教育委員は非常勤で、深刻化する学校現場でのいじめや体罰などの諸問題にスピーディーに対応することが困難でありました。そこで、制度そのものに問題があるのではないかという意見が多く出されるようになり、教育委員会制度改革の論議が起こったわけであります。

この言葉の中に、今回の法律改正の背景が率直に、そして的確に表現されているように思います。

また、渡海委員長は、総合教育会議を設置する意義について、教育行政がうまくいっている地方自治体では、首長と教育委員会がきちんと定期的に情報交換を行っており、そのことが健全な教育行政が行われるためには、非常に大事なことであり、そうした話し合いのテーブルを常時準備しておくというのが総合教育会議の大きな狙いであると。首長が、教育に対するみずからの考えを大綱にまとめ、首長と教育委員会がそれぞれの権限に基づいて教育行政を行うことにより、情報を共有することができるようになり、危機への対応などにおいて、総合教育会議のような場が必ず生きて

くることを期待していること。首長としては、みずからの教育に対する考えを実現する場でもあり、教育委員会側からすれば、教育諸条件の整備のためのさまざまな話し合いをすることができ、相互の交流が可能になることが今回の法律改正の意義であるとされております。

また、教育情勢の政治的中立性を確保するため、執行機関としての現行法上の位置づけは維持され、子どもたちへの教育施策への方針が頻繁に変わることがないように、首長による過度の介入を避けるため、教科書の採択と学校の教育課程の編成や採用、異動、承認などの個別の教職員人事については、教育委員会の専権事項となっているということであります。

以上のようなことから、今回の条例改正には異議を挟むことは何もないと信じ、賛成をいたします。同僚議員の賛同をお願いして、本条例の討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第6号 郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、上位法である地方教育行政の組織運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間等を定めるものであります。

上位法の改正に伴い、条例を定めるものでありますが、教育長の職責を変更することに大きな問題を感じており、教育行政の大きな変更であり、その思いから、この条例の制定に反対いたします。

先ほど、賛成の立場からする説明がありましたけれども、そういった面はそういう推進する側が説明をして用いておる論法でありますけれども、同時に、この戦後70年たつておるこの日本の状態の中で、日本の教育の制度も徐々に変えられてきております。その大きな動きの中で、この問題をしっかり捉えていく必要があるということで、あえてこの問題についても、市の条例については、国の法律が制定、改定されて、それに従って制定されるものでありますけれども、その国の政治の

動きに対して警鐘を発するという意味からも、この問題についても反対の立場を表明したいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 12番。

議案第6号 郡上市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、ただいまの委員長報告に対し、賛成する立場で意見を述べます。

本条例は、このたびの国の教育委員会制度の改革に伴う法律改正により、関係する条例を制定しようとするものであり、この制度改革を賛成する立場から、本条例は郡上市にとって必要な条例であると判断いたします。

以上のようなことから、今回の条例制定には異議を挟むことは何もありませんので、賛成をいたします。同僚議員の皆さんの賛同をお願いして、本条例案の討論とします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

教育長が常勤の特別職職員とされ、また、職務専念義務が生じたことから、その免除に係る特例を定めるものであり、研修や構成に関する計画に参加する場合は、休暇がとれるとしたものであります。

この条例も、このこと自体は条例上必要なことである。休暇をとるというようなことについてはと考えますけれども、この上位法の改正に伴い、条例を定めるものでありますけれども、教育長の

職責を変更するこうした動きに対し、教育上のマイナスであるという点で捉えており、この条例の制定には反対をいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 議案第7号 郡上市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べます。

本条例は、このたびの国の教育委員会制度の改革に伴う法律改正により、一般職か特別職かがあいまいであった教育長を、常勤の特別職職員とすること。そして、それに伴い、職務専念義務が生じたことから、その免除にかかわる特例を定めるために制定されるものであります。

今回の制度改革を賛成する立場から、本条例は郡上市に必要な条例でありますので、条例制定には異議を挟むことは何もなく、賛成いたします。同僚議員の皆さんの賛同をお願いして、本条例案の討論とします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例、この条例につきましても、上位法の改正に伴い条例を定めるものでありますけれども、先ほども申し述べましたように、この上位法改正そのものが問題であるというように捉えておりますので、この条例の改正についても反対を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 12番 上田。

議案第8号 郡上市職員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べます。

本条例は、このたびの国の教育委員会制度の改正、改革に伴う法律改正により、教育長が常勤の特別職職員として位置づけられたことにより、所要の規定を整備するため、条例を改正するものがあります。

今回の制度改革を賛成する立場から、本条例は郡上市に必要な条例でありますので、条例制定に異議を挟むことはなく、賛成をいたします。同僚議員の皆さんの賛同をお願いして、本条例案の討論とします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この条例も上位法の改正に伴い、条例を定めるものであり、教育委員長の報酬を削除するものである。教育委員長と教育長を一体化する新教育長の設定の中で、これまで教育委員会の委員長ポストを民間の委員の教育長がリードしとったわけでございますけれども、これを教育長と一体化することで、教育長のリーダーシップを、先ほどの話でも、より効率的とか、あるいは適切などということがありましたけれども、いのように、よいように行くことは期待をしたいと思いますけれども、これが間違えますと心配をしております。一方的なリードをするような心配はないかということをお慮してあります。

そういったことで、今回のこの制定については、郡上市での問題よりも、そういう国全体が大きく右傾化していくのではないかという点で、大変心配をしております、そういった警鐘を発する意味で反対を申し上げたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) 12番 上田。

議案第9号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べます。

本条例は、このたびの国の教育委員会制度の改革に伴う法律改正により、教育委員長の職が廃止となったために条例を改正するものであります。

今回の制度改革を賛成する立場から、本条例は郡上市に必要な条例でありますので、本条例制定には異議を挟むものではありません。どうか、同僚議員の皆様の賛同をお願いして、本条例案の討論とします。

○議長(尾村忠雄君) ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(尾村忠雄君) 賛成多数と認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決いたしました。

議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番 野田です。

議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、これも、条例もこれまでの条例と同じように、上位法の改正によって、郡上市の条例を整備するということではありますが、その上位法の改正に問題があるという指摘をしておるわけでもあります。この、こうした国の政治がどんどん変わっていく。これに対して批判の声ももちろん私は聞いております。推進する側の意見もあり、反対の意見もあり、両方が論議し合って、よりよいものをつくっていくということが必要というように私は思っております。今回の場合、こうした教育の動きに対しては、警鐘を発したいということで、この条例にも反対の意見を申し上げます。御理解をよろしくお願いします。

○議長(尾村忠雄君) 賛成討論はありますか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 12番 上田。

議案第10号 郡上市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を述べます。

本条例は、このたびの国の教育委員会制度の改革に伴う法律改正により、特別職報酬等審議会の所要の事項について、所定の規定を整備するための条例を改正するものであります。

今回の制度改革を賛成する立場から、本条例は郡上市に必要な条例でありますので、条例制定に異議を挟むものではありません。同僚議員の皆様の賛同をお願いして、本条例案の討論とします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長報告は原案を可とするものであります。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決



定いたしました。

議案第14号 郡上市めいほう高原自然体験センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市工場等設置奨励金交付条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市総合特別区域法第23条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市小水力発電施設の設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありません

で、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第20号 県北西部地域医療センター条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第21号 郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番 野田です。

議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論に参加します。

この条例22号と以下、23、24号の3つの条例は、子ども・子育て法により、幼稚園や保育園、認定こども園の保育料の設定や施設の管理運営について、新たな枠組みで進めようとするものであります。特に、この制度が大都会などで待機者が多い地域で、施設不足で入園できないような子どもたちのために、小規模な施設や家庭的施設など、民営で待機児童を入園させることのできるようにすることが進められております。しかも、市町村の保育義務を緩め、民間での保育に移行させ、公費の削減を図る狙いがすけて見えます。

郡上市では、公の関与や保育料への支援が続けられ、子育て家庭への大きな励ましになっておりますし、今回のこの条例に見られるように、子育て家庭に対する支援が進められております。

しかし、子ども・子育て法による改変が今後どんどん進んでいきますと、これは民営化を進め、

安上がりな保育制度へ変質しないかと心配をしております。

郡上市では、子どもさんが多過ぎて入れないという現状でありませぬので、そういった事態は来ないだろうというように期待をしておりますけれども、あくまで税と社会保障の一体改革の中にあります少しでも社会保障を削れるところは削っていくんだという、そういう国の方針の中で、郡上市も影響を受けないとは限りませぬ。そういったことに警鐘を発するとともに、この子ども・子育て法に対しまして、各地で説明を受けるとよくわからないとか、あるいは一体どうなっていくんだという心配の声があります。

郡上市では、市がしっかりとこれを捉えて、そして、そうした子どもさんを支援するんだという立場にきちんと立っておりますけれども、この子ども・子育て支援法そのものが大変問題があるということを指摘して、この法案に、条例にも反対を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 8番 山田。

議案第22号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての賛成の立場で討論を行います。

郡上市の子ども・子育て支援、手厚い特に支援のために、これは教育、保育を含めた改正であり、そのことについての規則、規定も含めて、示された書類もあります。そんなことを含めて、先ほど反対の討論の中に、政策的なことと言われましたが、市としても応分の負担をしながら、あるいはこの地域の子どもたちにしっかりと手厚い支援をしていくという立場で、この条例の一部を改正するものでありますので、そのことを含めて、賛成の立場で討論するものであります。議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第23号 郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第23号 郡上市保育の実施に関する条例を廃止する条例について、反対の立場で討論いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法の実施により、従来の保育の責務を定めた郡上市の条例を廃止して、新制度へ移行するための条例であります。

先ほども言いましたように、郡上市が子どもの保育について、真剣に取り組んでおるということは当然認めております。しかし、この子ども・子育て支援法のマイナス面がどんどん進んでいくことに対し、強く抗議をしたいと思い、その意味での本条例に反対をいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

もともとこの条例は、保育の要件を定めたものでありまして、その要件として、保育に欠けるということを要件としておりました。

今回、この条例を廃止する趣旨は、国の少子化対策や子育て支援の一環として、全国的にその要件を緩和して、保育に欠けるという要件から、保育が必要との要件に一律に定めるものであります。

子育て支援の充実を目指す立場から、委員長報告に賛成をいたしますので、同僚議員の皆さんの賛同を求めまして、討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第24号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第24号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の

立場で討論します。

この条例も、子ども・子育て支援法の施行に伴い、新制度へ移行するための条例であります。子ども・子育て支援法のマイナス面にどんどん進んでいくことに対し、強く危惧の念を持っております。その意味で、この本条例に反対をするものであります。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第24号は、さらなる子育て支援の拡充を郡上市が目指すものでございます。

現在、少子化や人口減少の中、郡上市にとってまさに必要で大切な条例だというふうに考えております。

先ほどから国の法律改正に対する反対ということで、この条例に反対の立場で討論されておりますが、郡上市にとって、郡上市民にとって、この条例はまさに必要不可欠な条例であると考えております。君子は豹変すると申します。どうか、子育て支援の拡充の立場から、討論をされた方も含めまして、何とか郡上市議会の意思として、子育て家庭、子育てをしっかりと応援していくと、そういう意思を表明したいと思っておりますので、皆さんの全員の賛同を求めまして、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第25号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、この条例は、介護保険料をこれまでの料金、基準額の月額3,940円から740円引き上げ、4,700円とするものであります。同時に、1段階の保険料率を0.5%から0.45%にし、月額2,115円とするものです。また、2段階も0.75%を

0.65%として3,055円とし、4段階も0.9%を0.85%に下げ、3,995円とするものであります。低所得者層に配慮が見られますが、介護保険料の天引きに苦しむ多くの年金者にとって負担増は大変であります。介護支援サービスを排除して、地域包括支援センターを受け皿にすることや、専門の介護職によるサービスでなく、地域のボランティアで置きかえることになることと心配をされていることに対し、強い怒りを持って批判をするものです。2年間はこれまでどおりの介護サービスが受けられるとしておりますが、その先はやはり安上がりのサービスで振りかえようとするものであり、承認できません。この条例に反対する理由であります。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 16番 清水です。

委員長報告に賛成する立場で討論を申し上げます。

本条例の一部改正は、介護保険料の改定及び地域支援事業の開始時期の経過措置を定めたものです。介護保険料の改定については、平成27年度から29年度の保険料の基準額を月額4,700円に改めようとするものです。この保険料の算定に当たっては、要介護認定者数や介護給付費について、過去3年間の実績、そして今後の3年間の推計を、伸びを推計して算出をされております。今回改正予定の介護保険料は、全国平均では月額5,550円、県内の平均月額5,316円であり、郡上市は県下42市町村と比べて極めて安く抑えられていると考えます。

その根拠は、県下42市町村の今回第6期介護保険料の月額基準額は4,300円から6,100円となっています。郡上市の保険料基準額4,700円は、第5期県下市町村の保険料を基礎に、各市町村の増減額を私なりに試算してみましたが、実質的な郡上市民の負担は県下42市町村中、一番安い富加町さんに次いで何と郡上市は2番目に安い介護保険料の算定となっています。私たちが今現在は健康であっても、生身の体であります。ある日突然にして介護を受ける身になることも、また否定できない。そういう私たちが安心して介護を受けられることは、市民の願いでもあります。

そうした視点から考察して、市民の負担軽減に大きく切り込まれたことは、今回の介護保険料の一部改正として私は理解をできます。

今回、やむを得ず介護保険料が上がった要因は、高齢化の進行による要介護認定者の増加や、それに伴う介護給付費が急激に増加していることが上げられます。また、65歳以上の第1号被保険者が負担する割合が第5期よりも1%ふえて22%となったことも要因です。市としては、保険料の急激な値上がりを防ぐため、介護給付費準備基金から3,000万円を取り崩すなど、保険料を安くするための配慮もなされており、特に、低所得者層の皆さんに対する保険料の軽減対策も行われることから、今回の保険料改定は妥当なものと考えます。

地域支援事業の実施時期についても、経過措置等の運用で、遅くとも29年4月までには実施するとされております。それまでに生活支援の体制づくりや担い手の確保に取り組まれるということで、27年度からは高齢者生活支援サポート養成事業にも着手をされます。

今回の制度改正により、利用者のサービスが低下しないよう、また、ニーズに応じた多様なサービスの提供も行われると期待しながら、また、それらに万全の準備もまたされるものと期待をいたし、本議案に対し賛成をするものであります。議員各位の御賛同をお願いいたし、賛成の立場の討論といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第26号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第27号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 郡上市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第29号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第30号 郡上市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

開会は11時15分といたします。

(午前10時04分)

---

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時15分)

---

#### ◎議案第45号について(委員長報告・討論・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程29、議案第45号 平成27年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

予算特別委員長、17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第45号 平成27年度郡上市一般会計予算について、3月4日、3月5日、3月9日及び3月11日に予算特別委員会を開催し、審査を行いましたので報告をいたします。



なお、全員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略いたし、結果のみ報告をいたします。

議案第45号 平成27年度郡上市一般会計予算について。

審査の結果、本委員会としては態度保留者2名を除き全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上のとおり報告をいたします。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会予算特別委員会委員長 美谷添生。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

平成27年度郡上市一般会計予算について、反対の討論を行います。

今年度予算は、昨年度予算よりも0.7%の増、275億4,900万円の予算規模で、歳出のその主なものを挙げてみますと、普通建設事業費が2%の減、扶助費が5%の増、公債費が7.2%の減、そして実質公債費比率はかつての18%を超えて県の許可が必要となってから、市債の発行を抑え、繰り上げ償還などを行って、25年度の決算で16.8%となっております。

それでも県下では第2位であり、公債費という借金の返済は、ことしは約52億円になり、扶助費の31億円や普通建設事業費の45億円に比べても、大きい額になっております。この公債費の額を減らし、他の施策へ振り向けるようにするためにも、今後とも着実な削減の努力が必要と考えております。

また、今年度はマイナンバー制度の構築のため、社会保障・税番号システム整備事業が導入され、社会保障や税の個人情報国や地方自治体に掌握されるようになってまいります。これも大きな問題だと考えます。

次に、一般会計から国保会計への繰り出しが行われていますが、国保会計では、もっと市民の立場に立った施策が必要だと考えます。高い国保料を引き下げることと、予防活動など保健事業の一層の充実を求めます。一般会計からの繰り入れを増額し、基金の取り入れなども行って、国保会計の健全な運営を進めることが必要だと考えます。

また、介護保険特別会計に対しても一般会計より繰り出しが行われております。介護保険事業に対しても、市民の願いにもっと応えていく必要があります。介護保険が十分に利用できていない人が

あること、介護事業者や介護従事者の待遇が十分でなく、高齢化の進む今日、介護保険事業の充実が必要であります。

国においては、介護事業を縮小し、自治体や地域のボランティアに押しつける動きが強まっており、市は国に対しても介護保険事業の充実を求めていく必要があります。

そうした思いから、一般会計からの繰り入れによって利用者や家族の願いに応えるよう一層充実させることを求めて、一般会計に対する反対討論といたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 13番 武藤です。

平成27年度一般会計の予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

平成27年度の一般会計の予算であります。市税が減り、また地方交付税のほうも算定替で減らされている中で、先ほどもありましたが、0.7%、当初予算として非常に積極的な予算を組んでいただいたものと思っております。

今、反対で指摘がありました国保への繰出金、また介護サービスへの繰出金もふえております。そういった意味でも、ことし、平成27年の予算が非常に積極的にあらゆる面で進められておりますし、また議会が昨年12月に要望いたしました要望についても予算化をされまして、説明されたところであります。

この平成27年度の予算、非常に積極的な姿勢で臨んでみえることを評価いたしまして、賛成といたしますので、議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 今、13番議員の賛成討論に加えて、討論させていただきます。

特にこの27年度予算につきましては、地域創生、そういった形の即効性を含めた26年補正予算あるいは27年に関連するところの先行予算も含めての枠組みでありました。そういったことを踏まえながら、この戦略はしっかりと取り組んでいかれること、そして現行予算以外に27年度にも中間の追加交付が予定されているところではありますが、そういったことについて、また国は5カ年計画というところでうたっているところではありますが、財源の確保はまだしっかりとされていない、そういったことについての今後の国の情報をいち早く収集され、事業の先行、予算獲得に全力を尽くされて、この制度が郡上の生き残りの戦略につながるよう取り組まれることを特に強く要請をし、そして私も指摘いたしました、議会提言についてであります。このことについても説明をいただきまし

た。特に市長みずから現地を踏査されて、そのことに、提言に理解をされまして全協で報告もいただきました。

そういったことの事業にもぜひとも取り組まれることを期待して、加えた賛成の討論とさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第46号から議案第67号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程30、議案第46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程51、議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました22議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算11議案について、3月12日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。

なお、経過については、主な内容を報告します。

予算議案。

議案第51号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、一般質問やお悔やみ放送の費用について質問があり、一般放送は一定例会につき30万円と、施政方針の手話の経費が5万円かかるため、年4回の放送で125万円となること。お悔やみ放送は、1日当たり7,992円で、平成27年度は123日で計算しており、98万3,000円となるとの説明がありました。

指定管理者である郡上ネットの収支状況について質問があり、今期の決算は、市への納入金6,641万7,000円と法人税等を納付した後は、約1,000万円の黒字見込みであるが、このほか現場での機器整備等を行って営業利益が確定するとの説明がありました。

広告放送の申し込み状況について質問があり、現在、30件程度であるが、申し込みはふえている。広告情報も地域情報であり、今後ふやしていきたいとの説明がありました。

一般会計から特別会計への繰出金について質問があり、行政情報番組制作業務委託、施設や機器の整備、公共間の伝送路管理や音声告知システムの業務委託などの経費を行政ルール分として一般会計から繰り出していること、また平成27年度は機器整備のため事業費のほうが少し上回るので、一部納入金を充てるとの説明がありました。

郡上ネットの社員体制について質問があり、当初の予定どおり11人体制で行っており、番組制作担当人数などの構成も変わっていないとの説明がありました。

郡上ネットを指定管理者として郡上ケーブルテレビの運営を委託することのメリットについて質問があり、市職員は全員引き揚げ、専門性の高い業務を社員が異動なく行える体制ができ、円滑に推移している。市長が郡上ネットの取締役として入っており、毎月モニタリングを行っているため、常に確認もでき、意見も言える体制である。なお、INGとの情報格差やサービス格差、料金格差を減らしていく必要があり、情報化計画を更新していく中で、光ケーブルを含む情報通信基盤については、郡上ネットやING、ICT利活用推進協議会の皆さんとともに調査研究を進め、早期に方向を出していきたいとの説明がありました。

ケーブルテレビの機器更新等と収支見通しについて質問があり、機器更新は総合計画や情報化計画に盛り込んでいる。郡上ネットには今後5年間の経営計画を出してもらい、研究会で検討をしていきたいとの説明がありました。

以前予定されていた都市部への観光情報等のCATV発信について質問があり、CCNは郡上ネットの株主であるので、CCNの放送を利用して情報発信に努めていきたいとの説明がありました。

インターネット運営費が昨年より減っていることについて質問があり、昨年度はサーバーの更新費用が計上されていたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第52号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、日吉駐車場の夜間のトラブル対応について質問があり、全体の管理は産業振興公社に委託しているが、夜間の対応は警備会社に委託しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第55号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑もなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第58号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑もなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第59号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第60号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第61号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

審査に当たり、議案第59号から議案第61号までの3件は、白鳥町に関する財産区であるため、一括議題として説明を求め、議案ごとに質疑、採決を行いました。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

議案第59号については、特段の質疑もなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

委員から、牛道財産区の造林事業について質問があり、前回の施業からの間隔が短いため、2年間事業を行っていないが、平成28年度以降は該当してくるので、造林事業を行う必要が生じる可能性があるとの説明がありました。

以上、議案第60号について審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

委員から、石徹白財産区の受託事業収入の額と、山林造成費の委託料の額に差があることについて質問があり、石徹白財産区の造林事業は福井県にある山林のため、森林総合研究所、福井水源林整備事務所からの受託事業収入は、造林事業の委託料以外にも充当できるとの説明がありました。

獣害防除について質問があり、樹木の食害防止としての薬剤散布と、クマ剥ぎ防除ロープを張るとの説明がありました。

以上、議案第61号について審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第62号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、土地貸し付け収入について質問があり、ホワイトピアたかすスキー場の面積は7万3,366坪、鷲ヶ岳スキー場の面積は8万4,307坪であるので、これに坪単価の100円を掛けたものが収入額となるとの説明がありました。

利用間伐の樹齢と樹種について質問があり、樹齢は50年生から60年生であり、樹種はスギとヒノキである。売り払い材積は664立方メートルで、単価は1,125円を見込んでいるとの説明がありまし

た。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第63号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、管理会事務経費の委員研修について質問があり、細部については決まっていないが、1泊2日で財産区の運営について中部管内で研修する予定をしているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第64号 平成27年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、造林事業の日出雲森林活用事業について質問があり、平成24年、25年度に日出雲の森林資源の調査を行い、平成26年度は日出雲という名前をブランド化する取り組みや、森林資源を特産品に結びつける取り組み、里山を考えるモニタリングツアー等を実施し、平成27年度は文化的な資源も含めて、小川の活性化につながるような取り組みをしていくとの説明がありました。

立木売り払い収入について質問があり、日出雲の山林10ヘクタールで1立方メートル当たりの単価を800円としているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第65号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、立木売り払い収入の計上の仕方について質問があり、樹齢は90年生のすぎであるが、生育が悪く直径が小さいため、間伐における売り払い材積は300立方メートルを予定している。収入額は、運搬費や手数料を引く前の金額を上げているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員会から報告させていただきます。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算議案5議案につきまして、平成27年3月13日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

予算議案。

議案第47号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳、工事予定箇所について説明を受けました。

特段の質疑もなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第48号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、各施設から運搬される汚泥の処理方法について質問があり、公共下水道施設及び特定環境保全公共下水道施設の汚泥は、郡上クリーンセンターで焼却後、熔融スラグとし、農業集落排水施設及び集合処理施設の汚泥は、環境衛生センターで処理した後、コンポスト肥料としているとの説明がありました。

下水道維持管理費用の算定について質問があり、委託している会社とは、合理化協定の関係から、予算作成時点で交渉を始め、また算定には、日本下水道協会発行の積算歩掛を採用しているとの説明がありました。

日本下水道協会と岐阜県環境整備事業協同組合との歩掛の比較について質問があり、条件により異なるため、一律に比較することはできないとの説明がありました。

酵素を使った汚泥処理方法について質問があり、酵素による処理には汚泥消化槽が必要であるが、市内の施設にはその設備がないため、行われていないとの説明がありました。

除雪作業時のマンホール蓋の損傷について質問があり、合併前後より除雪対応型の蓋を採用しているが、従来型の高さ調整や除雪対応型への切り替えは修繕費の中で対応している。また、損傷時には保険で対応しているとの説明がありました。

戸別排水の整備率について質問があり、対象世帯のうち約67%は完了しており、未整備数は約670世帯であるが、個人宅地内に設置するため強制はできず、また高齢者世帯が多く、整備には時間がかかるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第53号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在残っている区画の土地の形状について質問があり、高低差も少なく、形状は周囲の区画と変わらない区画であるが、法面が比較的多い区画や、東海北陸自動車道に近い区画が主に残っているとの説明がありました。

年間の問い合わせ件数について質問があり、問い合わせは年間1件程度で、現在も1件の問い合わせがあるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第57号 平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、発電機の出力及び水量について質問があり、出力は68キロワットで、機械の持つ最大出力は81キロワット、水量は毎秒0.194立米であるとの説明がありました。

基金への繰出金の積算根拠について質問があり、建設費用の25%を市が負担しており、その負担金を20年で割ったものを年間の基金積立金としているとの説明がありました。

また、見込み以上の収益があった場合の一般会計への繰り出しについて質問があり、国庫補助を受けていることから、施設運営費、土地改良施設の維持管理費などへの充当となり、充当先の制限があるため、施設運営経費を差し引いた残りを土地改良施設の維持管理経費として一般会計へ繰り出すことになるとの説明がありました。

別の施設をつくる場合には基金を流用するののかとの質問があり、水車など機械の主要部品の交換や、大規模な修繕を定期的に行う必要があり、水車が耐用年数を過ぎる20年後には更新も必要になる。また、機械設備の細かな修繕が予想されるため、そうした費用に基金を充てる予定であり、他の施設に使うことは考えていないと説明がありました。

施設修繕費について質問があり、施設・機械は商品であるが、水車にごみが詰まって故障する可能性もある。施設管理費は水路・機械設備・水車の管理のための費用で、水車が故障した場合の修繕費を見込んだものであるとの説明がありました。

また、保守について質問があり、電気設備は外部委託する予定であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第66号 平成27年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、設備投資をしているが、消費税の還付はないのかと質問があり、事業量が少ないため、毎年1,000万円前後の納付であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 続きまして、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算6議案について、3月16日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。



なお、経過については、主な内容を報告いたします。

予算議案。

議案第46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、事業勘定並びに直診勘定の歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、特段の質疑はありませんでしたが、委員から、不納欠損処理がされている前に、収入未済額をいかに減らしていくかについて努力を願いたい。あわせて、ジェネリック薬品の活用による薬価の抑制にも取り組まれない。また、国民健康保険の広域化に伴い、県が保険者となった場合における各市町村が保有している基金の取り扱いについては、関係情報を収集しながら有効に国保会計の予算に反映できるようお願いしたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

保険料収入について、普通徴収額及び収納率が前年度と比べて減少していることについて質問があり、保険料の徴収方法は被保険者が65歳に到達して年金受給が開始されると、特別徴収——年金からの天引き、に変わることから、普通徴収から特別徴収に移行した人の変動による減少であるとの説明がありました。

市民病院の療養病棟に入院している方が病院を転々として、やがて最期を迎えることに対し、市としての考え方について質問があり、介護保険法の改正により、特別養護老人ホームは、特別な事由を除き、要介護3以上が入所の要件になることから、現行に比べ対象者が絞られることを懸念している。市内4施設への入所は、現在、申し込み順で対応しているが、法改正に合わせて、本年4月からは全施設が同じルールに基づいて入所を決定していくこととした。また、郡上市医師会が主導する形で活動が進められている多職種連携による地域包括ケアシステムの構築は、医療・介護・保健・福祉の一体的な提供を目指すものであることから、今後、療養病棟に入院されている方に対してもよい方法に結びつけられる方策であると受けとめているとの説明がありました。

65歳に到達し、保険料が上がることについてトラブルはないかという質問があり、65歳到達まで勤務されていた被保険者に保険料通知を行った際に、会社側からも引き落とされていた事例があった。第1号被保険者の保険料は前年所得により決定することから、保険料が上がる場合も丁寧な説明に努めているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第54号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、貸付金返済の滞納状況と貸し付け基準について質問があり、滞納を心配する案件はある。貸し付け基準については、高校生は生活保護基準額の1.5倍未満で、大学生、短大、専門学校は生活保護基準額の2.0倍未満であるとの説明がありました。

また、委員から、大学生、短大、専門学校の貸し付け基準が厳しい、所得があっても大変なので、今後検討してもらいたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、後期高齢者がふえていく中、今後における予算額の伸びについて質問があり、平成26年度においては後期高齢者数が比較的少なかったが、来年度は75歳に到達する方が多くなることから、予算規模の一定の伸びを見込んでいる。年度ごとに被保険者数の変動はあるが、4年から5年後においてはかなりの予算規模になるものと予測しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算について。

郡上市民病院事務局長と国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、外来単価が減った理由について質問があり、理由の特定は難しいが、重症患者さんが減ると、単価が下がる傾向があるとの説明がありました。

院内でのジェネリック医薬品処方について質問があり、院内の薬事審議会で検討し、医師の指示により、可能な医薬品についてはジェネリック医薬品に変更している。また、院外処方については、変更できない場合のみ処方せんで指示をしているとの説明がありました。

医師住宅の改修について質問があり、小野の医師住宅6部屋の浴室が現在タイル張りであり、老朽化しているので、ユニット式に改修するとの説明がありました。

4月から地域医療センターの機能を有することになる国保白鳥病院について、飛騨方面への支援に対する収入と、医師住宅の確保に関する質問があり、飛騨方面への支援についての収入は、当初予算には反映しておらず、補正予算で対応していく。半日、1回当たり3万6,000円の収入を予定している。不採算相当額は県補助金を受けられる予定となっている。医師住宅については、現在、1名は指定の医師住宅が確保できており、あと2名の医師については民間住宅で対応するよう準備を進めている。

市民病院のレントゲン廃フィルムの収入について質問があり、廃フィルムは銀に係るものが収入となる。国保白鳥病院は廃フィルムの廃棄予定がないため、記載がないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定します。

(午前 11時58分)

---

○議長（尾村忠雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（尾村忠雄君） 午前中に常任委員長さんからの報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 議案46番やと思いますが、46号 国民健康保険特別会計予算について、ちょっと質問します。

これ、国保税が大変僕は高いというふうに思っておるんですけども、この引き下げの検討はされたかどうか。

または、国の負担もどんどん当初のころから比べて引き下げられてきておると、これを引き上げるような要請をすべきやというふうに思いますが、そういうようなことをされたのかどうか。

それから、70歳から、窓口負担ですか、1割を2割にするというようなことがあって、こういう方向が目指されておるわけですけども、これはいずれはお年寄りの全ての人がそういう負担が出てくるということになるように思いますけども、これは大変なことですので、2割負担となると、どうしたって中にはそんならちょっと我慢しようかという抑制が始まらんかしらんと思って心配しております。そういった点についての受診抑制の心配はないのかどうか。

あとは会計予算規模についてなんですけれども、これ、かなり今度はふえておるといいですか、繰り越しも8,000億円でしたか、なっておって、膨らんでいきつつあるというように思うんですけども、この問題について、この予算規模が変わってくるのはこの部分が一番大きいのかなと思うんですけども、それについての4,000億円ほど先年度よりふえておると。その点について、ちょっとお伺い

したいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 野田龍雄君の質疑に答弁を求めます。

委員長、4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 今言われたことの回答になるかどうかわかりませんので、不十分であれば、またその後、担当部長のほうにお聞きしていただきたいと思います。

平成27年度の国民健康保険特別会計予算案については、今後の被保険者数の減少とともに、国保税収入も減少傾向といった状況下における歳入面の編成方針を伺いました。

歳出面では、ふえ続ける1人当たりの医療費の現状を踏まえ、予算編成に当たっては1人当たりの医療費の伸びを3%と見込んだ上で保険料を推計すると、そういう説明を受けました。

このことを踏まえた歳入面においては、1億5,000万円の財源不足が生じることから、国保税の負担軽減分として、いつものように一般会計から7,500万円、また基金から同額の7,500万円を取り崩した予算であるとのことでした。

執行部からの説明に対して、この特段の質疑はございませんでしたけれども、委員から、収入未済額を減らす努力や、ジェネリック医薬品の活用による薬代の抑制、また国保の基金の有効な取り扱いについての要望がありました。

以上のようなことを話し合いましたので、不十分な点は担当部長にお聞きください。

○議長（尾村忠雄君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 野田議員から複数の御質問をいただいております。

委員会の審議の中では、今ほど委員長がお話しをされたとおりでございまして、まず1点目の国保税の引き下げ、そういったところの検討はなされたかという御質問をいただいたところでございますけれども、現在の国民健康保険の税率でございまして、御承知のように、平成23年度に国保税の引き上げを行ってから、今年度までにおいては据え置きとさせていただいております。

この点については、議員御承知のとおりでございまして、平成22年度当時におきましては、医療費が急騰する状況の中で、その後の膨大な医療、療養給付費の抛出の財源を確保すると、そういったようなところで、議案としてお諮りをした中で、23年度には平均で約10%の国保税の引き上げをお認めをいただいたところでございます。

当時は国保税が約3億円不足をするという状況でございまして、かなりの引き上げが必要でございましたけれども、国保税の引き上げを最小限に抑制をするという、そういった配慮からでございまして、国保税を10%引き上げることで約1億円の財源を確保させていただき、一方、一般会計からの法定外の繰り入れという部分で1億円、そして基金の取り崩しで1億円ということで、それぞれ負担をし合うところで3億円の財源を確保させていただいたということでございます。

こういった措置によりまして、23年度におきましては、13億3,300万円ほどの国保税を確保する

ことができたわけでございますけれども、その後におきましては、被保険者数の減少であるとか、基準の総所得金額の増加傾向、それがなかったと申しますか、見込めなんだというところでございます、24年度の国保税は13億7,000万円で、2,600万円減少をしてきたと。

さらに、25年度におきましても12億8,900万円で、これ前年対比でございますけれども、1,700万円ほどの減少というところで、今年度におきましても、まだ決算は出ておりませんが、中途見込みにおきましては、この国保税そのものについてはさらに減少してくるというところを予測をしているところでございます。

また、国保会計の実質の収支、いつも話題になるところでございますけれども、平成23年度につきましては5,600万円のマイナス、24年度におきましても7,700万円のマイナスと、25年度におきましては、さきの決算議会において御説明もさせていただいておりますけれども、3,000万円ほどのプラスということになったところではございますが、これは約7,000万円の国庫負担金が多く交付されたということもございまして、この超過交付分につきましては、今年度、平成26年度で返還をさせていただきましたので、実質はこの25年度におきましても、約4,000万円ほどのマイナスというところでございます、このマイナスの幅は少なくはなっておりますけれども、依然として赤字体質から脱却しているというところにはない状況でございます。

こうした状況の中で、平成27年度の予算編成におきましては、国保税の引き上げ効果が年々減少しているといえますか、下降しているという状況から、この傾向は来年度以降についても続くであろうということ、そして、お一人当たりの医療費の伸びを、先ほど委員長が御答弁いただきましたように、3%ということ推測いたしますと、27年度の国保財政も今年度と同様に赤字体質となる見込みでございまして、約1億5,000万円ほどの財源不足が生じるというところを考えたところでございます。

その不足分の財源確保につきましては、国保税の引き上げを行うということではなくして、これも先ほど委員長が申されましたように、26年度、今年度と同様に一般会計からの繰り入れとして7,500万円、それから基金からも同額の7,500万円を取り崩して賄うこととしておりまして、国保財政を安定的に維持するためには、国保税の引き上げができる状況にはないという状況にございますので、どうかこういったところにつきまして御理解がいただければありがたいと、そんなことを思っております。

それから、2点目の御質問の、上部機関への負担増に対する要求はなされておるのかという御質問でございましたけれども、市におきましては、県の市長会など、あらゆる機会を通じまして、国庫負担のこの割合、今、定率でいきますと32%ということになっておりますが、その率の引き上げであるとか、さらに地方自治体の単独福祉医療制度、これに対します国庫補助金の減額措置の廃止というところを要望をさせていただいております。

一方、国の動きといたしましては、現在、持続可能な保険医療制度の構築を目指した医療保険制度改革関連法案というものが国会に提出をされて、今審議がなされており、その法案の中におきましても、全国の知事会の決議もごございますように、国保の安定化のための公費の拡充についても、現在審議がなされておると。市におきましては、そういった要望を何とか国に受け入れていただく中で、国保財政の健全化というようなところにつきまして、期待をさせていただいているというところがございます。

それから、26年度の予算に対しまして、27年度提案をさせていただいております国民健康保険の歳入歳出の総額でございますけれども、前年対比で8億5,800万円余の予算案規模増という形になっております。これは委員会のほうでも御説明もさせていただいておりますけれども、これまで30万円以上のいわゆる高額な医療費が必要な場合については、共同事業という中で、これは県下の中での相互支援といいますか、そういう事業を行ってきておりましたけれども、今般の法改正によりまして、27年度からはこの30万円という額がいわゆるゼロ円からという部分に拡大がされたと。これは法改正によるものでございまして、当然それにかかわる拠出金であるとか、歳入部分における交付金であるとか、そういったような出入りの関係で、約8億円余の予算規模が拡大をしたというところがございます。

この30万円が27年度からゼロ円から共同事業の対象になるということになりますけれども、今回、予算の中でもお示しをしておりますけれども、歳入に対する歳出という割合につきましては、ゼロ円から80万円までと、80万円を超える高額の部分と、大きく二つの共同事業に分かれておりますけれども、このゼロ円から80万円までの部分については、歳入歳出とも3年間の実績をもってこの予算を推計をさせていただいておりますので、実質的には、郡上市の場合でございますけれども、拠出するよりも交付金が少ない、そんなような状況にはないというふうに見込んでございます。

ただ、県下の42市町村の中には、拠出に対して交付金が少ないというような町村も中にはございます。こういった部分におきましては、県の特別調整交付金、全体で今9%というところがございますけれども、このうち1%部分について、今ほど申しました拠出と交付に対する差額について、その1%の枠の中で調整をしていくと、そんなような考え方が出ておりますけれども、いずれにいたしましても、予算規模が拡大したという大きな要因といたしましては、今ほど申しました共同事業というものの仕組みが来年度から変わるということからの予算規模の増というところがございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

(「議長、議事進行について」と12番議員の声あり)

○議長(尾村忠雄君) 12番 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) ただいまは委員長の報告に対しての質疑を議長は認めたのであって、それ

を超えた、また委員会で審査をして結論を出したことについて質疑をするのはいかななものかと、そのために事前に委員会へ付託される前に質疑の通告をしてもらって行うということですので、これではいかななものかと思いますが、議長、いかがお考えですか。

(挙手する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) すみません、気持ちはよくわかります。ちゃんと審議されとるんやということですが、今、僕がお聞きしたのは、このことによってほかの委員の方も、それから、ここの中で報告がなかったことについて、これは大事やと思ったもんでお聞きしたんであって、決して何もかも聞くということではありませんので、そう心配せずに、少しの時間ですから審議をやっていたきたいし、きょう、もうこのことで、こんだけお聞きすればわかりますので、結構でございますので、そういうことでいわゆる質問をシャットアウトするようなことがないようにお願いしたいと思います。

○議長(尾村忠雄君) そうしましたら、野田議員につきましては、中身についての質問は控えていただきたいと思います。

そのほか委員長報告に対する質疑は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番です。

議案第46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を行います。

郡上市の国保税は県下でも平均よりも高くなっております。郡上市民の所得水準は決して平均よりも高くありません。そういう状況の中で、この負担は重いというように私は思っております。

今、部長からもこの経過について、引き上げをしてきて、その後どうだったかと、赤字の傾向にあるということでしたが、実際にそういう状態ということはわかっております。しかし、同時に基金も4億2,000万円――2,600万円かな、ほど積み上げられておると。これも市民のふやした税と、国保税と、それから市が繰り入れですね、こうやって何とかやってきておるんであって、ぎりぎりであるという認識は私も共有しますけれども、しかし実際に市民としては1億円ほどの負担をしてきておると、そして市は当初は1億円、そして基金からも1億円という話やったが、今のところ2年、3年と、7,500万円ということで、少し切り下げながらやっておるけれども、それで何とか今続いてきておるといことが一つあるということを指摘をしたいと思います。

こういう状況の中で、やはり今言いましたような、これはこの市だけじゃなしに、全国の市町村がそういう国の負担をもうちょっとふやすべきだという意見を聞いております。大いにそういう声を大きくしてやっていかなきゃならんということを思いますし、同時に市がある程度、国保会計というのは大変厳しいのでね、もう少し支えなきゃならんのではないかというのが私の意見であります。

国保制度は、市民の健康を守る重要な制度であります。滞納も少なくなく、受診の抑制をしている人もあります。そうした中で、症状が重症化する心配もあります。十分な対策を検討すべきであります。同時に、早期受診で早期治療の意識を高め、医療費の軽減が図れるようにすべきであります。高い国保税のため滞納がふえ、治療費の心配から受診も抑制するということになり、重症化する悪循環を防ぐ必要があります。

以上の思いから、平成27年度国民健康保険会計予算に対し、その改善を強く求める立場から、反対の討論をいたします。同僚議員の皆さんの御賛同をお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 15番 渡辺です。

それでは、ただいま議案となっております第46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

郡上市では、平成23年度の国保税の引き上げと同時に、一般会計から1億円の法定外の繰り入れ、その措置が講じられてきたことなどによりまして、これまで国保税率を引き上げることなく、据え置かれているところでございます。と同時に、基金残高も4億3,000万円ほどまで回復していることは、国保財政の安定化につながっており、一定の評価ができるころではございますけれども、この基金も本年度予算では7,500万円を取り崩す予定であり、まだまだ健全な財政運営ではないと言いきれるのではないのでしょうか。

また、国保税の状況は、被保険者の減少などの影響によりまして、税収入は減少傾向にあり、一方では1人当たりの医療費は毎年ふえ続けております。現在、国では持続可能な医療保険制度の構築を目指し、医療保険制度改革関連法案が国会に提出され、審議をされております。その法案の中で、特に国保の安定化のため公費の拡充が図られ、平成30年度には財政運営の責任を県に移し、県と市町村でもって共同運営をすることが盛り込まれております。今後、具体的な議論が進められていくこととなりますが、広域化するまでは郡上市の国保財政状況をしっかり支えていかなければなりません。

こうした状況におきまして、平成27年度の郡上市の国保予算では、国保税の負担軽減分として一



般会計から法定外繰り入れが26年度と同額の7,500万円が継続して措置が講じられております。さらには、27年度においても基金から同額の7,500万円を取り崩すこととしたことは、広域化に向けて、できる限り国保税を引き上げることのないよう執行部が配慮されたものと評価するものでございます。

また一方で、国保税の広域化に向けて医療費の伸びをできるだけ抑えるために、生活習慣病の予防や重症化の防止に向けて健康維持増進が非常に大切であると、重要であると考えております。平成27年度の予算においても、特定健診、特定保健指導の費用が計上されておりますし、郡上市では特定健診の受診率が年々上がってきております。今後も受診率の向上など、健康づくりに対する市民意識の高揚に向けて、関連予算が有効的に施行されることを期待するものであります。

以上のような観点から、議案第46号 平成27年度郡上市国民健康保険特別会計につきましては、賛成するものでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成27年度郡上市簡易水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

（発言する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 先ほど報告の後に質疑の時間を設けまして、そこで質疑を受けましたので。

（発言する者あり）

○議長（尾村忠雄君） そうしましたら、議案第48号 平成27年度郡上市下水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算について、反対の討論を行います。

この介護保険サービスを多くの方が利用し、頼りにしておられます。しかし、最近では軽症者、いわゆる要支援の方の排除が進められようとしており、心配をしております。施設入所の待機者も多く、その対策はまだまだであります。要介護の1、2の人は施設介護から排除されようとしております。

また、この2、3年は民間の施設の増床に頼っていますが、もっと市として積極的な取り組みが必要だと思います。補助を出して依頼するだけでは不十分であります。居宅サービスの利用者も、その家族も、2回利用したいところを1回にして我慢しているという声も聞きます。

利用料が払えない人も少なくありません。年金も下がり続けており、介護保険料が天引きされ、いざ介護サービスが必要になっても経済的な理由から十分利用できない、これでは高齢者にとって将来への明るい展望が持てません。

その上、今回は介護従事者の待遇を引き下げる措置がとられ、今でさえ介護職員の不足が叫ばれているのに、施設の運営にも困難をもたらすのではと心配されます。

このような介護保険制度のあり方に強い怒りを感じざるを得ません。国の介護保険制度の進め方に強く抗議して、この27年度介護保険特別会計予算に反対をいたします。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 3番 森です。

第49号 平成27年度郡上市介護保険特別会計予算について、委員長に賛成の立場で討論いたします。

平成27年度介護保険特別会計歳入歳出予算については、予算総額がそれぞれ42億5,589万3,000円が計上されています。昨今、高齢化の進行に伴い介護認定者の増加により、介護給付費の上昇が続いている状況ですが、今後も給付費の増加は続くと予測されます。

持続可能な介護保険制度の確立を図るため、国においては介護保険制度の大きな改革が行われました。高齢者がたとえ介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう医療や介護サービスの一層の充実が求められます。

また、ふえ続ける認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者等を支えるため、地域における見守り体制を築いていく必要があります。

そして、何よりも高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って生活していけることが大切だと思いますので、高齢者の健康増進や介護予防といった施設の推進にもなお一層努めていくことをお願いし、本議案に対し賛成するものであります。議員各位の賛同をお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成27年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成27年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成27年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成27年度郡上市宅地開発特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成27年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成27年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番 野田です。

議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可であります。反対の立場で討論を行います。

この後期高齢者医療制度、これは高齢者の医療費を抑える目的でつくられました。医療費が上がれば高齢者の保険料にはね返る。治療を抑える意識を持たせる大変評判の悪い制度であります。民主党政権で廃止の方針が出されましたが、政権交代後、その論議は進んでいません。

県や市は、後期高齢者医療制度は定着してきている、このまま続けていきたいという意向ですが、本来は国保制度の中でやるべきであり、かつて国保の中で減免や無料だった人も、この制度で医療費が、保険料が要るようになってきております。日本共産党は廃止の方向を求めています。

昨今の県の広域連合の決算では、黒字である、これはおとし——去年の決算のあれですが、ということを知りました。医療費の予測が多過ぎたのではという指摘もあり、65億円の黒字だと知りました。広域連合では安定運営について、この程度の予備費——失礼、基金が必要だと答えております。

後期高齢者だけを特別の保険制度に押し込め、医療費がふえれば保険料がふえる仕組みは、高齢者を大切にしているとは言えません。私も来年は後期高齢者の仲間入りです。こうした仕組みに対し怒りを持って抗議をします。

高齢者が安心して病院にかかれるような制度の実現と、健康で長生きできる保険制度の充実を求め、この平成27年度後期高齢者医療特別会計予算について反対を申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 15番 渡辺です。

それでは、議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年から施行され、7年が経過した今日では、国民皆保険制度を維持する目的での制度であることも国民に定着してきております。公費で5割、また現役世代からの支援金で4割の、全体の9割が確保されていることから、制度の構造上、安定しやすい仕組みとされており、広域連合の財政運営は安定的に行われているものと評価いたします。

また、国では持続可能な医療保険制度を構築するためにも、改革関連法案が、今、国会に提出され、後期高齢者医療制度におきましても、国保と同様に保険料の軽減の拡大など、必要に応じた制度の見直しが随時進められている見込みであります。

昨年4月に消費税の引き上げが実施されて、年金支給額の切り下げといった状況ではありますが、高齢者にとっては安心が担保され、そして持続可能な制度として、岐阜県後期高齢者医療広域連合により安定して運営されていることが何よりも重要なことと考えております。

よって、議案第56号 平成27年度郡上市後期高齢者医療特別会計につきましては、賛成するものでありますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成27年度郡上市大和財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第59号 平成27年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 平成27年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 平成27年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第62号 平成27年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 平成27年度郡上市下川財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 平成平成27年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はあり

ませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第65号 平成27年度郡上市和良財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第66号 平成27年度郡上市水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第67号 平成27年度郡上市病院事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を課とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第68号から議案第87号までについて(委員長報告・質疑・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程52、議案第68号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてから、日程71、議案第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてまでの20議案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題といたしました20議案は、各常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。初めに、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。



○10番（古川文雄君） 失礼いたします。産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年3月2日開会の、平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました指定管理の指定19議案につきまして、平成27年3月13日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過について主な内容を報告いたします。

その他の議案第68号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定について、議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について、議案第70号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定について、議案第71号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定について、議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定について、議案第73号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定について、議案第74号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について、議案第75号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について、議案第76号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

審査に当たり議案第68号から議案第76号までの9件を一括議題として説明を求め、質疑の後、一括して採決を行いました。

農林水産部長から施設名称、指定する団体、指定期間について説明を受けました。

特段の質疑はなく、議案第68号から議案第76号までの9件について、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第77号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について、議案第78号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定について、議案第79号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について、議案第80号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について、議案第81号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について、議案第82号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について、議案第83号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定について、議案第84号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について、議案第85号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議案第86号 郡上市和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定について。

審査に当たり議案77号から議案86号までの10件を一括議題とし説明を求め、審議の後一括で採決を行いました。

商工観光部長から施設名称、指定する団体、指定期間及び指定管理料の算定根拠について説明を受けました。

審査の中で委員から、指定管理料が発生する、日本の真ん中温泉と明宝温泉の2施設に対する経営指導について質問があり、手作業による修繕など相当の経費改善を図ってもらい、両施設とも非常に経営努力をしている。指定管理料については、毎年実績を見ながら協議し決定する。協議によっては、減額もあり得ると説明がありました。

温泉施設のみ指定管理期間が5年であることについて質問があり、譲渡の候補対象としている施設については、3年という短い期間で見直しを行っているが、温泉施設は地域福祉も目的であり、地元への優先的な配慮を料金面で行われていることなどから、譲渡を対象とした施設とは区別し、今後も継続して管理していくために5年間という期間を設定しているとの説明がありました。

以上の審査の結果、議案第77号から議案第86号までの10件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可とすることに決定をしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 次に、文教民生常任委員長、4番 田代はつ江君。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） それでは、文教民生常任委員会の報告を行いたいと思います。

その他の議案として、議案第78号、平成27年3月2日開会の平成27年度第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第78号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてを3月16日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第78号 やまと総合センターの指定管理者の指定について。

教育次長から指定する団体、指定の期間及び指定管理料の算定について説明を受けました。

審査の中で委員から、使用料収入について質問があり、使用料収入については、例えば200万円が300万円になったときは、精算を行う。利用人数は25年度3万7,366人で、24年度からふえているが、市民は無料であるため使用がふえても収入はふえない。今後、合宿誘致やイベント開催等市外の利用者を増やしていく必要があるので、指定管理者の努力によるところが大きい。

収入が大きく伸びた場合は、指定管理者と市で案分するののかとの質問があり、指定管理料は3年の平均値をとるので、基準は2分の1であるが、協議して決定することになる。また電気料等全てを指定管理者が支払うことになることから、免除等による影響もあるので、協議が必要となり、単純に歳入、歳出の差し引きというわけではないとの説明がありました。

トレーニングルームの使用料について質問があり、アリーナの市民利用の通常の使用は無料で、暖房や照明の使用については有料である。トレーニングルームについては、市民利用も有料である。

トレーニングルームの修繕等があった場合は、市で修繕する。管理者は、備品として管理することになる。

算定表の作成について質問があり、26年度までは市で予算計上し、27年度は市が設計した内容であるとの説明がありました。

駐車場等についての質問があり、やまと総合センターはほとんど借地であるとの説明がありました。

また、委員から、強化種目に剣道、相撲、スキーが入っているが、中部・東海の各種の大会の開催で親交を深めたり、教育政策とあわせてPRしながら、剣道なら郡上へ来てくださいというように、よい形で運営してもらえることを要望する意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田代はつ江。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 一点だけお聞きします。この議案87号のやまと総合センターだと思いますが、今の報告の中で、使用料収入が200万円が300万円になったときは、精算を行うって書いてありますし、それから、収入が大きく伸びた場合は、指定管理者と市で案分するのかなどの質問があり、指定管理料は3年間の平均値をとるので、基準は2分の1であるが、協議して決定するんだとあります。ちょっとこの辺の、今まで指定管理する中で、使用料がふえた場合に精算するっていう方法がどんなふうで、これをここだけはこういうふうに特別なルールなのか、ちょっとそういう説明を委員長報告していただきたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 文教民生常任委員会委員長 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） そういう制度的なことの話し合いは、質疑も出ておりましたので、担当部のほうからお願いしたと思います。

○議長（尾村忠雄君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、この指定管理の施設でも、いろいろな性格の施設がございまして、そこから上がってまいります、いわゆるその利用料金の収入いろいろございますので、一概には申せないんですけども、この指定管理のいたします共通の要綱といたしまして、例えば指定管理料も全然お支払していません。

て、利用料金だけでやっているというようなところもございます。

そういったところが、この歳入と歳出見まして黒字と申しますか、出たときにどうするかといったようなことがございますが、一般的にはそこにつきましては、精算をする場合もございますし、それからこのやまとのところで200万円が300万円というようなところがございますが、これはやまとの総合センターのほうに関しましては、現在利用料金ってのは200万円を見ておりますが、例えばもしこれが300万円になりますと、その分については積算、歳入歳出を、歳出が予定どおりでございますと100万円ほど黒字にはなるという計算になりますが、ただしこれ単年度である年は黒字、ある年は赤字といったことがありますので、その場合にも3年間のこの平均を見まして、そして検討さしていただくという点が1点と、それからもう1点は、今この中にございましたとおり、市民の使用料の免除というところが入っております、本来ですといただいて、それについては指定管理者の収入になるべきものであるものが、ただ免除しますのでその分が入らないという点を考慮して、精算をさしてもらおうということで、非常にこの点については、一概にこういうふうに歳入差し引き、黒字になったから、その黒字分について折半するかという、ちょっとそういう単純ではございませんが、この総合センターにつきましては、一応もしそういう場合になりましたときにはこういうような考え方をしておるということで御理解いただきたいと思えます。

(発言する者あり)

○議長(尾村忠雄君) 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長(細川竜弥君) これにつきましても、今のやまとの総合センターのような指定管理の方法でということで回答させていただきますが、例えば今申しましたように、歳入歳出のところ、黒字が例えば100万円出たようなときに、それを全て市のほうにいてしまいますと、指定管理者の努力というものが無いといったようなところで、ある程度指定管理者の努力分を見るということで、必ず2分の1ということではございません。先ほど申しました利用料金の免除といったようなことも考慮しましてということで、例えば普通ですと、歳入差し引きで黒字が出ました分の2分の1は指定管理者、2分の1は市というような場合があるということで御理解いただきたいと思えます。

○議長(尾村忠雄君) 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) 指定管理者制度の中で納入金制度というのがあって、3年間平均ですから今26年度決算が出るまでは、23、24、25の3年間平均を、今26年度の決算で、今25年度まで確定したものですから、そういうふうにしておいて、そしてそこから指定管理者の営業努力といえますか、それによって上乗せされた場合は、営業努力分を2分の1見て、そして2分の1は納入金のほうにカウントさせていただくという、一般的ルールがあるんですけども、実は全てのそういう施設につきましては、そういうふうな決算を見ながら、行革のほうで確認をしたり、そういうこと

をしているので、ちょっと2分の1ということはそういうふうな意味で書いてあるというふうにして思います。

○議長（尾村忠雄君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 訂正させていただきたいと思います。やまと総合センターの指定管理者の指定について、議案第87号なんですけども、78号と言い間違えましたので、このところを訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第68号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第69号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第70号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第71号 郡上市高鷲三白の里ふれあい市場の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第72号 郡上市新規作物等定着促進施設ひるがの物産館の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第73号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設及び郡上市高鷲農畜産物処理加工施設とうふ工房の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第74号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第76号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第78号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク373の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第79号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第80号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第81号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第82号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第83号 明宝温泉 湯屋館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第84号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第85号 郡上市和良川公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第86号 郡上和良大月の森公園キャンプ場の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第87号 やまと総合センターの指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議案第89号について（委員長報告・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程72、議案第89号 辺地総合計画の策定についてを議題といたします。本件は所管の総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、辺地総合整備計画の策定議案について、3月12日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

議案第89号 辺地総合整備計画の策定について。

市長公室及び企画課長から、平成27年度から平成31年度までの5年間の整備計画を6辺地に分けて事業の説明を受けました。

委員から林道千田野～石徹白線の進捗状況と今後の計画について質問があり、これまでは急峻なところの整備だったため、2,168メートルの進捗状況である。事業評価では、早い時期に完成を目指すということになっており、この5年間の整備計画としては2,000メートルを計画しているが、全体計画は8,060メートルであるため、5年後も事業が続くとの説明がありました。

北部辺地に高鷲市街地が加わったことによる事業について質問があり、これまでは合併特例債で対応してきた幾つかの道路整備などの事業が、辺地債を財源として使えるようになるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の結果と結果について報告します。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第89号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可とすることに決  
定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は午後2時35分といたします。

(午後 2時22分)

---

○議長(尾村忠雄君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時35分)

---

◎議案第90号から議案第96号までについて(委員長報告・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程73、議案第90号 財産の無償譲渡について(郡上市めいほう高原自然体  
験センター)から、日程79、議案第96号 財産の無償譲渡について(前谷集会所敷地)までの7議  
案を一括議題といたします。

ただいま、一括議題としました7議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。委員長  
より審査の経過と結果についての報告を求めます。初めに、総務常任委員長、11番 清水正照君。

11番 清水正照君。

○11番(清水正照君) それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託  
されました財産の無償譲渡6議案について、3月12日に総務常任委員会を開催し、審査を行いました  
ので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

議案第91号 財産の無償譲渡について(中坪四区集会所)、議案第92号 財産の無償譲渡につい  
て(郡上八幡西安久田農林集会所)、議案第93号 財産の無償譲渡について(郡上八幡中上農林集  
会所)、議案第94号 財産の無償譲渡について(美並福野公民館)、議案第95号 財産の無償譲渡  
について(下土京集会所)、議案第96号 財産の無償譲渡について(前谷集会所敷地)。

審査にあたり、議案第91号から議案第96号までの6件は関連があるため一括議題として説明を求  
め、質疑の後、一括で採択を行いました。

総務部長から、集会所の5施設について地元へ譲渡し、引き続き地域の施設として使っていくこ  
と、前谷集会所敷地については、既に集会所を無償譲渡しているため、土地について今回無償譲渡  
するものであるとの説明を受けました。

委員から、中坪四区集会所の敷地面積が大きいことについて質問があり、敷地が新中坪住宅と一  
体となっているためであるとの説明がありました。

中坪四区集会所の耐震状況について質問があり、譲渡してから補助金を受けて、耐震補強を実施

されるとの説明がありました。

下土京集会所の敷地が民有地であることについて質問があり、共有地を自治会が借りているとの説明がありました。

以上の審査の結果、議案第91号から議案第96号までの6件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可とすることに決定をしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水正照。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 続いて、産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡1議案について、3月13日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については、主な内容を報告します。

議案第90号 財産の無償譲渡について（郡上市めいほう高原自然体験センター）。

商工観光部長から民間事業所として施設の有効活用を図るため、当該地域で自然体験及び体験型観光の拠点として運営している団体への無償譲渡として譲渡の財産、譲渡の相手、譲渡理由について説明を受けました。

審査の中で委員から、譲渡先の会社が施設を利用する目的について質問があり、補助金の残存もあり、引き続き10年間は自然体験学習拠点として利用していただくことで了解を得ているとの説明がありました。

施設周辺で行われるイベントの際、施設のトイレ利用について質問があり、浄化槽は54人槽で、施設に隣接し単独で設置してある。今まで同様今後も利用できるよう、お願いしていくとの説明がありました。

耐用年数経過後に宿泊施設として利用した場合、他の施設への影響について話し合いはされたかとの質問があり、土地所有者は地元の財産区及び一般社団法人明宝であり、十分協議することができるとの説明がありました。

施設の建物評価の算定について質問があり、課税標準額を基に算出したが、実際には譲渡後に改めて評価し、課税対象となる。また、税法上の試算価値がそのまま企業の資産価値になるものではないとの説明がありました。

建物の登記の有無について質問があり、無償譲渡した建物を登記するか否かは、譲渡先の会社が

決めることであるとの説明がありました。

無償譲渡として民間事業者に資産を提供する際、批判が出ないための根拠について質問があり、譲渡する上でまず補助事業の継承をしていただくことを前提としており、相手先や事業の目的が達成されるために最もふさわしい事業者であるとの説明がありました。

会社が譲渡を受けた建物を資産として計上した場合、市からの寄附行為としてみなされないかとの質問があり、譲渡した建物を資産とするか否かは、会社側の問題で、市としては関係するところではないとの説明がありました。

野外ステージが譲渡する施設に含まれていないことについて質問があり、使用頻度が少ないことや、電源の問題などもあり、今回の協議の俎上にはのらなかったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の結果と結果について報告します。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第90号財産の無償譲渡について（郡上市めいほう高原自然体験センター）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第91号 財産の無償譲渡について（中坪四区集会所）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第92号 財産の無償譲渡について（郡上八幡西安久田農林集会所）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第93号 財産の無償譲渡について(郡上八幡中上農林集会所)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第94号 財産の無償譲渡について(美並福野公民館)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第95号 財産の無償譲渡について(下土京集会所)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第96号 財産の無償譲渡について(前谷集会所敷地)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第98号について(委員長報告・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程80、議案第98号 市道路線の認定についてを議題といたします。本件は所管の産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。産業建設常任委員長、10番 古川文雄君。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成27年3月2日開会の平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、市道路線の認定1議案につきまして、平成27年3月13日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過について主な内容を報告いたします。

議案第98号 指導路線の認定について。

建設部長から、和良町国道256号安郷野橋の付け替え工事に伴う旧道の払下げ区間1路線と、同じく和良町方須地内の濃飛横断自動車道の工事に伴う旧道払下げ区間1路線について、市道認定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から濃飛横断自動車道と現道の間に残る三角地帯の現状について質問があり、一部を残し県が買収しているとの説明がありました。市道認定部分を払い下げれば、土地も有効できる、柔軟に対応され、一体的に土地が利用できるよう配慮いただきたいとの意見が出されました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 古川文雄。

以上でございます。お願いします。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、討論採決を行います。

議案第98号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第99号について（委員長報告・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程81、議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。予算特別委員長、17番 美谷添生君。

17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

平成27年3月2日開会の、平成27年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算について、3月20日に予算特別委員会を開催し、審査をいたしましたので、報告いたします。なお、全員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略いたし、結果のみ報告をいたします。

議案第99号 平成26年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上のとおり報告をいたします。平成27年3月26日、郡上市議会議長 尾村忠雄様。郡上市議会予算特別委員会委員長 美谷添生。

以上であります。

○議長（尾村忠雄君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第99号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第1号について（事務局長朗読・提案説明・討論・採決）

○議長（尾村忠雄君） 日程82、議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

---

議発第1号

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例を、地方自治法第112条及び、郡上市議会第14条の規定により提出する。

平成27年3月26日提出



提出者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

賛成者 郡上市議会議員 清 水 正 照

賛成者 郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議長 尾村忠雄様。

提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めようとする。

郡上市議会委員会条例の一部条例を改正する条例。郡上市議会委員会条例の一部を次のように改正する。目次中波線を棒線に改める。第21条中、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に、法律または条令に基づくを法律に基づくに改める。

第22条第1項中、平成16年郡上市議会規則第1号を平成24年郡上市議会規則第2号に改める。

附則。

1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

2、この条例の施行の際、現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により、引き続き教育長として在職する間の委員会への出席説明への要求については、なお従前の例による。

---

次のページにつきましては、新旧対照表でございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 委員会条例の一部を改正する条例についてであります。提出者の説明を行います。

ただいま事務局長に、提案理由の朗読をいただきましたが、まさにこのとおりでありまして、議会の委員会運営に関することでもあります。改正によって一部改正でありますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第1号については、会員規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって議発第1号については、委員会付託を要略することに決定いたしました。



○議長（尾村忠雄君） 討論を行います。討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてですが、これも以前の提案されました、教育長を初めとする教育制度の改革に見られるように、こうした一連の改革については、私はこれに反対するという立場からこの条例にも反対させていただきます。

○議長（尾村忠雄君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 11番 清水正照君。

○11番（清水正照君） 11番 清水です。ただいま提案されております、議発第1号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

この条例案は、国の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正することに伴い、郡上市議会委員会条例の一部を改正するものです。

先ほど可決されました、議案5号から10号にも連動するものであり、異議を挟むことなく賛成をするものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

議発第1号について、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（尾村忠雄君） 賛成多数と認めます。よって議発第1号は、原案の通り可とすることに決定いたしました。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ちょっと先ほどの発言の訂正をさせていただきますが、予算特別委員会の報告の中で、冒頭3月2日に開会だと言いましたけども、付託を受けたのは11日であったと思いますので、そのことについては、大丈夫ですか。

○議長（尾村忠雄君） 事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君） ほかの委員会の委員長報告につきましても、全て3月2日としております。これは開会日を言っておりますので、開会日という意味でございますのでよろしく申し上げます。

（「開会日か」と呼ぶ者あり）

○議会事務局長（池場康晴君）　そういうことでございます。よろしくお願ひします。開会した日のことを言っておりまして、3月2日に開会をした27年第1回の定例会で付託を受けたということです。付託日ではございませんけれども、開会日のことを言ってるということでございますので、よろしくお願ひします。

（「発言を撤回します」と呼ぶ者あり）

---

◎議発第2号について（事務局長朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（尾村忠雄君）　続きまして、日程83、議発第2号　みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例の制定についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長　池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

---

議発第2号

みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例の制定について。

みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例を地方自治法第112条及び、郡上審議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年3月26日提出

提出者　郡上市議会議員　美谷添　　生

賛成者　郡上市議会議員　渡　辺　友　三

賛成者　郡上市議会議員　田　中　康　久

郡上市議会議長　尾村忠雄様

提案理由、産業振興の重要性と社会構造の大きな変化を踏まえ、産業振興を市政の重要課題と位置づけ、みんなで振興を図るため、この条例を定めようとする。

---

次のページに条文がございます。第1条から、第9条までになる条例でございますけれども、条文のほうの朗読につきましては、省略をさせていただきますので、お願ひいたします。

○議長（尾村忠雄君）　提案書の説明を求めます。17番　美谷添生君。

17番　美谷添生君。

○17番（美谷添　生君）　17番　美谷添です。

ただいま、上程をされました、みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例でございますが、このことにつきましては、2年余前より議会の中で、議員間でいろいろと話し合いをしてきたとこ

ろでございました。このごろ消滅都市とか、言われるような言葉も出てきまして、郡上の持続、発展させるためには、これは郡上の総力、みんなでそれこそこのことに取り組んでいかなければならないというようなことを強く感じておりました。そんな中で、この条例の提案ということに、皆さんの意見が集まったというようなふうに感じております。

そこで、この条例の提案をした次第でございますので、皆様方の御賛同をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） 16番 清水です。

ただいま提案者のほうから御説明いただきました。この件につきましては、政策、立案を進める会等を中心に、2年余にわたり検討をいただきながら、郡上市議会みんなで市民がみんなで一緒になって、事業所も市民も市も議会もともに、この目標に向かって頑張って元気でやる気を出さまいかということの目的については、非常に賛同するものでございますが、この条例の制定に際しまして、市民の意見も聞くということで、パブリックコメントもいただいておりますが、どんな御意見がこれに寄せられたか、ひとつ伺いしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） このパブリックコメントですけども、3月の16日を期限としまして、約1カ月間の期間でパブリックコメントに付したわけでございますが、その中で2件の御意見が寄せられました。いずれも、大変この時期にこういう条例の制定ということについては批判的なものではなく、ほんとに賛同していただいております。中には、市の役割があり過ぎるんじゃないかという文言もありましたけども、全体的にこの条文について、改変を求めているというようなものではございませんでしたので、大きな変更と言いますか、修正を加えることなく出せるということでありました。

そんなことで、市民の中にもこのことについて関心がある人がおるんだなというようなことを思いまして、力強く思った次第でございます。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。よくわかりました。

もう1点だけ、これ条例化制定されますと、文字どおりこの中にもございますように、第1条に事業者、市民、市、議会等それぞれの役割を持って、この本市の発展に寄与するという目的がござ

いますが、これが絵空事にならないように、絵に描いた餅にならない条例にするために、我々議会は、どんなスタンスをこれからとって、市民の方々を巻き込んでいくか、そういった理解を得るための周知、徹底も必要になってくるかと思いますが、その戦略があれば提案者の皆さんにお伺いしておきたいということを思いますし、もしできるならば、まだ条例は通っておりませんが、市という名前も入ってございます。これ市で言えば、市長さんが代表ということになりますけれども、こういったことについての、第1号の議員提案の条例ではございますけれども、市長さんとしてのこの条例に対する考え方といたしますか、そんなのを伺えれば幸いと存じます。議長お取り計らいをお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） この条例の最終の9条にも、推進体制というような形で表記してあるところでございますけれども、この条例をもとに産業振興を行うための推進会議というようなことで検証しながら、その中に議会もかかわってくというような形で臨むのがよいのではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（尾村忠雄君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今回議会のほうから御提案ということで、このような政策条例と申しますか、そういうようなものが提案をされたこと、まず敬意を表したいと思います。

これが、成立をいたしますれば、私ども市といたしましても、第6条、第7条、第9条等に市の責務が書かれておりますけれども、この条例の規定に則って、着実に施策を進めてまいりたい、議会との連携のもとに進めてまいりたいというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 16番 清水敏夫君。

○16番（清水敏夫君） ありがとうございます。質問は終わります。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって議発第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 討論なしと認め、採決をいたします。

議発第2号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認め、議発第2号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議発第3号について(採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程84、議発第3号 議員派遣についてを議題といたします。議員派遣について、会議規則第169条の規定により、申し出があります。

お諮りいたします。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎報告第2号について(報告・質疑)

○議長(尾村忠雄君) 日程85、報告第2号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定)を議題といたします。報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成27年3月26日提出。郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、専決第18号でございます。

専決処分書(和解及び損害賠償の額の決定について)。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成27年3月4日。

1、損害賠償による和解の内容、平成27年1月30日午前8時45分ごろ、郡上市八幡町有坂地内中元橋西詰において、橋の出口を右折する際、右方から左折しようとした相手車と衝突した、市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額21万6,900円でございます。

専決第19号、文面は同じでございますので、専決日を読み上げます。

平成27年3月11日。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年12月12日、午前10時28分ごろ、郡上市八幡町稲荷地内において、公用車が交差点を直進走行中、対向車線の相手車が突然右折し、センターを超えて停車したため衝突した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額。3万4,400円でございます。

専決第20号、平成27年3月19日。

1、損害賠償により和解の内容、平成27年1月7日午前9時30分ごろ、下呂市金山町戸部地内において、国道256号西進中、前方相手車が道路右の店舗へ進入しようとした際、追い越しをかけたため衝突した、市は示談により、損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額。12万6,677円でございます。

大変申しわけございません。

○議長（尾村忠雄君） 質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） この専決について、年度末ですので、お聞きしたいと思います。

まず、この専決、年内にも何回か出てまいるわけでございますけれども、特に大きな人身にかかわるとかってことはなくて、安堵しておりますけれども。やはり今これはこれといたしまして、同じような類似市においても事故の数です。例えば、郡上は私結構多いような気がするんですけど、これ月に1回ぐらいずつなんかあるんじゃないかなということは、そんな感じの確率じゃないかなということ思うんですけど。年何回、本年度中何回あったかということと、他市とももちろん類似しながら、郡上市はちょっと気をつけなきゃいかんとかいうことを職員に促したりとか、そういうことも必要ですから、そこもお聞きしたいとこだと思います。

この3つの専決につきましては、その内容につきましては、この内容を見ますと、1番初めのと1番後ろの店舗に曲がろうとすること、既に追い越しかけたかどうか分かりませんが、ウインカーを出さずに曲がろうとしたのかわかりませんが、この3つの例を見ますと、文書からは、この2つの例につきましては、こっちが5割以上悪そうな、瑕疵が5割以上あったかのような文書になっておりますね。年度内におきましたこうした事故において、50パー以上こちら側に瑕疵があったと思われる事故例は、何件あったかということをお聞きしたいと思います。

そして、もう1つは、普通交通安全に関してはいろんなそうした心がけを、部、課そうした幹部の方々は、職員に対してもいつも声をかけられてると思います。通常の家でもどっか行くかと言

えば、気をつけてこいよというそうした一声があると思うんです。もちろんこれはゼロ予算でやられてることで当たり前のことだろうと思いますけども、やはり部下の方も家庭の1人の一部として考えれば、そうしたことを励行されるということも大切ではないかなということも思ったりもします。そのことに答弁はいりませんが、前段2点についてお伺いしたいと思います。

そして、これ冬のうちのまだ示談が例えばなっとらないようなのが、また今度議会で冬長かったんで、またほかにもあったかと思うんですけど、それはもしあったら教えていただきたいと思えます。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今の件数と他市との比較について、後ほど調べて御報告をさせていただきます。

それと、交通安全について、非常にことし、回答はிரないということだったんですけど、非常に多いというような状況の中で、やはり安全に対して、2月からやはり指導面接を直接、今行っております。事故を起こされた方に、人に、やはり交通安全の心がけということで、指導面接をやったり、そういうことをしながら、交通事故の減少に努めておるという現状でございます。数字についてはまた。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 他市ともしできれば、それと50%以上払ったものを教えていただきたい。今その事故された方への交通指導ってありましたけど、それ事後ですよ。ですから、この安全っていうものにクオリティーの高い低いはないというふう考えられて、ほんとにもうもともとこれが当たり前ということで、もちろんゼロ予算の中でできることだと思いますし、そりゃ飛行機に乗ったりなんかするわけじゃないので、前の日何時まで飲んでたかとか疲れとるかっていうことはチェックできないと思えますけれども、やはり注意喚起として、部長さん方は課長さん方、課長さん方はその下の方へ、なかなか言えるもんでございませぬけれども、そういうこともお願いしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（尾村忠雄君） 書面でまたお願いします。

そのほか質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今1番議員のほうからも指摘されたんですが、これを読む限りは、どうもこちら側に市の職員のほうに問題あったという件がありますけれども、その問題がはっきりしないん

です。せっかくそういうものがこういうとこに書かないのか。例えば不注意によるとか、前方不注意のためとかいうようなことがわかってると、一層気をつけるというように思いますし、そういうことは書けないのか、こういう文書には、個人情報とかいうのがあって、名前も出ますから。そういうことがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（尾村忠雄君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） こういうような形で事故が起きたという事実を書いておるということでございます。それで今言われましたように、1番初めの18号においては、相手車は向こうで止まっておった状態のどこへ右折してぶつかったというような状況で市のほうが悪いです。

それと、20号においても、これは相手車ウインカー出した中で、右折せようと思ったところが、やはりちょっと左側寄ったもんで追い越せようというような形であったというふうに後ろ側でとって追い越し車線に出たというようなことで、これも市のほうが悪いということでございます。

ここに書いてあるのは、事故の状況の中でのということで、御理解いただきたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（尾村忠雄君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） それはそれで結構ですけども、今例えば1番目の18号なんかを見ますと、これ僕は普通に読んだると、橋の出口を右折するとき、右折しようと思ったんです。だから、右方、右方向から来て、左折ですが、これから回ろうとしとるところへこっちから入って来たというふうにとれるんやんな、これ読むと。事実はそうじゃなしに、向こうが一旦とまっておるのに、こちらは気がつかずに出たのかな。ほんならぶつからんのやないかしら思って、やっぱりこの書き方難しいけども、できるだけ正確に書いていただけるとええと思いますので、今後のことですが、よろしくをお願いします。

○議長（尾村忠雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 以上で報告第2号を終わります。

---

#### ◎議報告第4号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程86、議報告第4号 諸般の報告について。

議員派遣の報告等を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

---

#### ◎議報告第5号について（報告）

○議長（尾村忠雄君） 日程87、議案報告第5号 中間報告について。

議会改革特別委員会の視察研修報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、



報告にかえます。

ここで、日程を追加したいと思います。

議案第100号 公平委員会委員の選任同意についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾村忠雄君) 異議なしと認め日程に追加します。

追加議事日程及び、議案を配付いたします。

---

#### ◎議案第100号について(提案説明・採決)

○議長(尾村忠雄君) 日程88、議案第100号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長(田中義久君) それでは、議案第100号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてでございます。

郡上市公平委員会委員に、次の者を選任したいので地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。平成27年3月26日提出。郡上市長 日置敏明。

住所につきましては、郡上市美並町白山1424番地の3、太田博さんでございます。生年月日はごらんのとおりです。

御承知のとおりですけれども、公平委員会につきましては、公平な人事権の行使と、それから職員の利益の保護を目的とする人事行政機関でございます。地方公務員法において、人口15万人未満の市町村に設置することとなっております。15万人以上の都市は、人事委員会ということになってございます。

公平委員会委員の人数は3人でございます。任期は4年ということでございます。

郡上市の場合、平成16年の発足時に2年、3年、4年と、そういうふうな任期をちょっと調整した形で発足をして、1年は飛びますけれども、1年飛んで毎年3年というふうにして、交代時期がめぐってくるようにされておりました。旧町村順の地域から4年任期ですから、順次選任をさせていただくというふうな慣例になっておりました。今回は平成27年の4月29日で任期満了ということで、これまでは白鳥町の出井建雄さんが御委員でございました。今回は、先ほど申し上げた地域の順番で、美並地域からということで、太田博さんをお願いをしたいということでございます。

太田博さんにつきましては、市内の大手のメーカーで、ここで総務課長をお努めであった方でございます。40年以上、大手の会社でお勤めございました。その後美並町の福野の自治会長あるいは美並町の自治会の支部長も務めてございますし、現在はまた美並地域の地域協議会の委員もお

務めでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾村忠雄君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第100号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって議案第100号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第100号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（尾村忠雄君） 異議なしと認めます。よって議案第100号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

### ◎市長の挨拶

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成27年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議会におかれましては、去る3月2日に開会以来、本日まで25日間にわたりまして終始、御熱心かつ真剣に御審議をいただきました。ただいま追加提案をさせていただきました議案含めて100件に上ります予算、条例、その他の案件につきまして、慎重に御審議をいただき御決定をいただきました。これによりまして、もう来週の水曜日からは平成27年度、新年度が始まるわけでございますが、新年度の郡上市政を進めていくことができると存じます。厚く御礼を申し上げたいというふうに思っています。

迎えます、平成27年度新年度は、議会の委員会や本会議でもいろいろ御指摘をいただきましたように、地方創生を初めといたしまして、取り組むべき課題が多い大切な1年となると考えております。議会としっかり議論をさせていただいて、あるいは緊密な連携を図ることによりまして、市政

を確実に進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

また、先ほどは今議会におきまして、郡上市議会では初めてというふうに存じますけれども、議会提案の政策条例、みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例という条例が議決をされました。議会のほうにおかれまして、2年余にわたる研究、検討を重ねられまして、今回こうした条例を提案議決をされました。郡上市の議会の歴史の中に1つの1ページを刻むことができたのではないかとこのように思って敬意を表する次第でございます。先ほど申し上げましたように、この条例の趣旨・理念・規定に従いまして、郡上市の産業振興を皆様とともに進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

大変長かった寒い冬もようやく終わりそうでございます。気候も緩んでまいりまして、花の季節がやってくるかと思っておりますけれども、議員の皆様方にはどうぞ健康に御留意の上、ますます新年度に向けて御活躍くださいますよう心から祈念を申し上げまして、御挨拶をとさせていただきます。大変ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（尾村忠雄君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長の挨拶

○議長（尾村忠雄君） 平成27年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る3月2日から本日まで25日間にわたり、平成27年度予算を初め、条例改正など多くの議案につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め、執行部の各位におかれましても常に真摯な態度をもって審議に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、年度末を控え御多忙の毎日と思っておりますが、健康に御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（尾村忠雄君） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年第1回郡上市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

(午後 3時33分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 尾 村 忠 雄

郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議員 田 中 康 久

